

子ども未来部の概要

平成30年度版

函館市子ども未来部

目次

函館市の概況	1
子ども未来部機構	2
事務分掌	4
子ども未来部関係予算	6
附属機関・その他会議	9
所轄施設の概要	17
函館市子ども条例	19
函館市子ども・子育て支援事業計画	20
子育て支援	
1 子育て支援のための施策	22
2 女性・児童相談等	27
3 児童厚生施設	31
保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ	
1 保育所等利用状況	33
2 特別な保育の実施施設	35
3 平成30年度利用者負担額(保育料)基準額表	39
4 私立特定教育・保育施設に対する助成	44
5 認可外保育施設に対する助成	44
6 児童福祉施設に対する助成	45
7 幼稚園	46
8 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要	47
青少年健全育成	
1 放課後子ども教室推進事業	49
2 街頭補導活動	49
3 有害図書等販売状況一斉立入調査	49
4 地域子ども交歓会	50
5 青少年育成フォーラム	50
6 青少年活動表彰	50
7 はこだてキッズタウン	51
8 青少年自立支援事業	51
9 子ども会議	51
各種手当・助成	
1 各種手当制度	52
2 各種助成制度	55

ひとり親家庭に対する支援

1 ひとり親家庭に対する支援策	56
-----------------	----

母子の健康確保と増進

1 健康診査	63
2 健康相談	65
3 保健指導	67
4 療養援護	70
5 予防接種	72
6 マザーズ・サポート・ステーション事業	73
7 宿泊型産後ケア事業	73

母体保護統計

1 不妊手術	74
2 人工妊娠中絶	75

就学支援

1 奨学金制度	76
2 育英金制度	77
3 入学準備貸付金制度	77
4 入学準備給付金制度	77

私学振興

1 私立学校運営助成費補助金	78
2 私立専修学校運営助成費補助金	78

施設整備

1 私立学校施設整備費補助金	79
2 社会福祉施設整備費補助金	79
3 社会福祉施設整備費等補助金	80

市内の児童福祉施設・幼稚園等の現状	81
-------------------	----

児童福祉施設・幼稚園等一覧	82
---------------	----

函館市の概況

■位置

函館市は、北海道の渡島半島南端部に位置し、総面積 677.86km²、東・南・北の三方を太平洋・津軽海峡に囲まれ、気候は、積雪量も比較的少なく、温暖で恵まれた自然環境を有する生活しやすい地域である。特に、函館市民の憩いの場ともなっている函館山は、この地帯を北限とする杉をはじめ、動植物の宝庫であるため、学術的にも貴重で四季を通じて自然観察ができる。

■市勢

当市は、安政6年(1859年)日米修好通商条約により、横浜・長崎とともに日本最初の国際貿易港として海外に門戸を開き、いち早く西欧文化を取り入れるなど、長い歴史と文化を有する異国情緒豊かな街である。

近年においては、平成16年12月1日に近隣4町村との合併により、人口約30万人の新「函館市」が誕生し、さらには、平成17年10月1日には中核市に移行し、豊かな海を擁する国内屈指の水産都市として、「函館国際水産・海洋都市構想」を推進するなど、中核市のスケールメリットを活かした、21世紀を展望したまちづくりに取り組んできた。

現在、北海道新幹線の開業効果を最大限、地域の振興発展につなげるため、青函圏・みなみ北海道の各地域と連携しながら交流人口を拡大し、まちの活性化を図るとともに、若者の雇用の創出のほか、少子化対策、高齢者の安心・安全といったテーマを掲げ、市民が安心してくらすことができるまちづくりを進めている。

子ども未来部は、関係部局から業務を集約して再編後、平成24年に新設され、函館のすべての子どもの育ちを総合的に支援するため、妊娠から出産、乳幼児から青少年に至るまで、子どもの健康・生活・就園就学の支援など、子どもの育成や環境整備を行うとともに、医療費助成や各種手当ての支給、奨学金制度等の運用による子育て支援を行うほか、DV相談や要保護児童対策など、さまざまな観点から子どもの育成と子育て支援に取り組んでいる。

1 位置と面積

面積	位置(市役所を中心とする)		広ぼう	
	経度(東経)	緯度(北緯)	東西	南北
677.86km ²	140度44分	41度46分	41.1km	32.8km

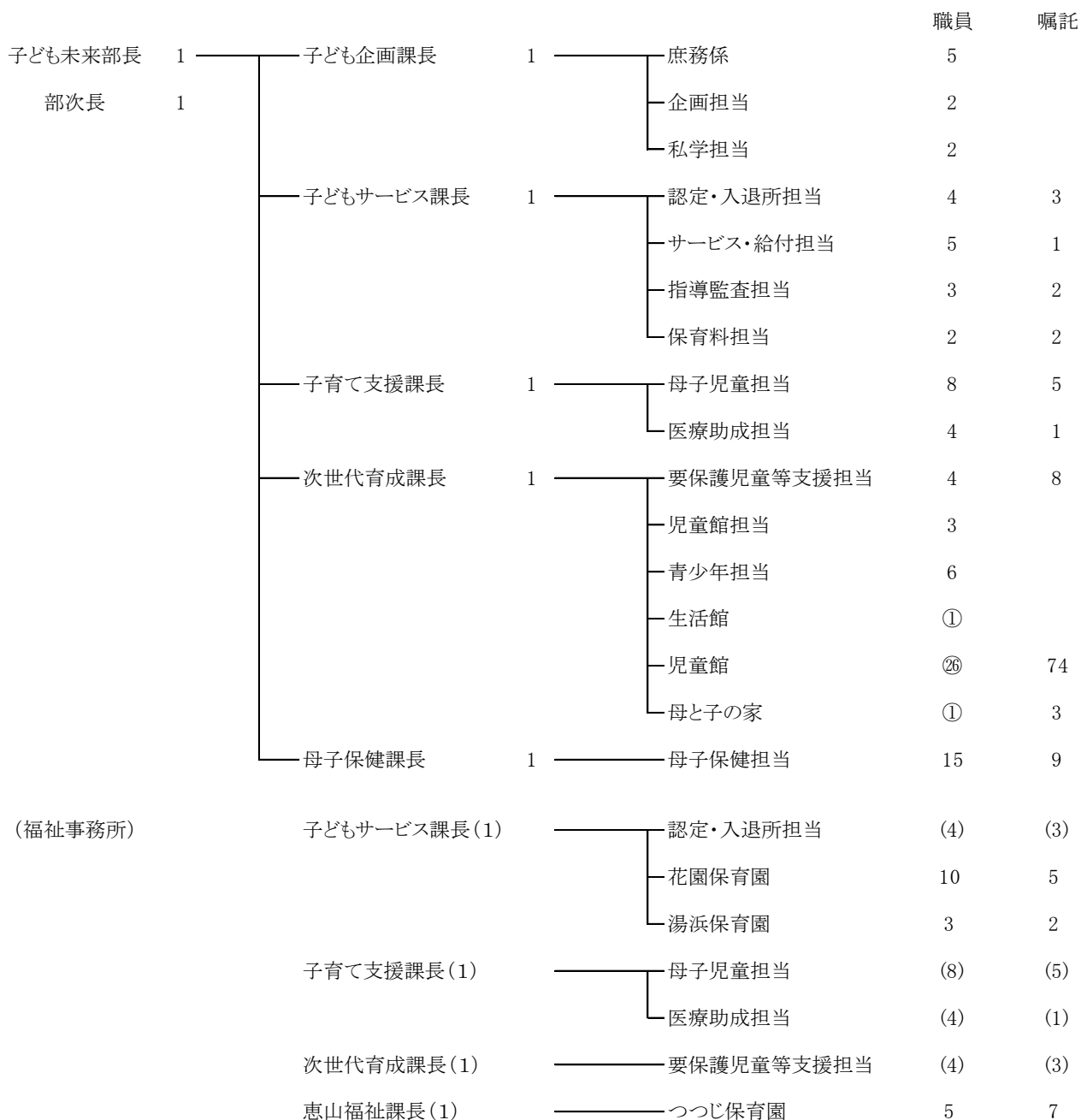
2 函館市の人口、世帯数の推移

(各年度4月末現在)

区分	平成28年度	平成29年度	平成30年度
人口	266,970人	264,050人	260,530人
男	121,584人	120,228人	118,569人
女	145,386人	143,822人	141,961人
世帯数	143,817世帯	143,615世帯	143,053世帯

子ども未来部機構

(平成30年4月13日現在 単位:人)



※ ()内数字は兼務職員数

※ ○内数字は施設数

(平成30年4月13日現在 単位:人)

部長	次長	課長	主査	係員	小計	嘱託	計
1	1	5	20	61	88	122	210

職名別・職種別職員数

(平成30年4月13日現在)

課・係 職種	総 数	子ども 未来部長	子ども 未来部次長	子ども 企画課			子ども サービス課				子育て 支援課			次世代 育成課			母子 保健課		福祉 事務所							
				計	庶務係	企画担当	私学担当	計	認定・入退所担当	サービス・給付担当	指導監査担当	保育料担当	計	母子児童担当	医療助成担当	計	児童館担当	青少年担当	要保護児童等支援担当	計	母子保健担当	計	花園保育園	湯浜保育園	つつじ保育園	
職員総数	210	1	1	10	6	2	2	23	8	6	5	4	19	14	5	99	81	6	12	25	25	32	15	5	12	
職別	部長	1	1																							
	次長	1		1																						
	課長	5			1	1			1	1			1	1		1	1			1	1					
	主査	20			3	1	1	1	4	1	1	1	1	3	2	1	4	1	1	2	3	3	3	1	1	1
	一般	61			6	4	1	1	10	3	4	2	1	9	6	3	9	2	5	2	12	12	15	9	2	4
	嘱託	122							8	3	1	2	2	6	5	1	85	77		8	9	9	14	5	2	7
種別	医師	3																		1	1	2	1	(1)	1	
	保健師	16														1		1	15	15						
	助産師	1																		1	1					
	看護師	2																		2	2					
	臨床心理士	1																		1	1					
	管理栄養士	1						1		1																
	児童厚生員	72															72	72								
	保育士	23																				23	11	3	9	
	調理員	6																				6	3	1	2	
	管理員	1																				1		1		
	清掃員	5															5	5								
その他(事務系)	79	1	1	10	6	2	2	22	8	5	5	4	19	14	5	21	4	6	11	5	5					

*表中の人数は実員

事務分掌

子ども未来部

子ども企画課

- (1) 子育て支援施策の企画および総合調整に関すること。
- (2) 子ども・子育て会議に関すること。
- (3) 私立学校に関すること。
- (4) 奨学金、育英金および入学準備金に関すること。
- (5) 奨学資金運営委員会に関すること。
- (6) 入学準備金貸付審査委員会に関すること。
- (7) 入学準備給付金に関すること。

庶務係

- (1) 部内の庶務および経理に関すること。

子どもサービス課

- (1) 子育て環境の整備に関すること。
- (2) 幼保連携型認定こども園審議会に関すること。
- (3) 保育所および幼保連携型認定こども園の設置認可等ならびに地域型保育事業等の認可等に関すること。
- (4) 子ども・子育て支援法に基づく子どものための教育・保育給付等ならびに特定教育・保育施設および特定地域型保育事業者の確認等に関すること。
- (5) 認可外保育施設の届出等ならびに指導および監査に関すること。
- (6) 保育士等の研修に関すること。
- (7) 保育所保育料等の決定および徴収に関すること。
- (8) 市立保育所の管理および運営に関すること。
- (9) 幼稚園就園児に対する助成に関すること。

子育て支援課

- (1) 子育て支援に関すること。
- (2) 配偶者等からの暴力の防止に関すること。
- (3) ひとり親家庭等医療費助成に関すること。
- (4) 子ども医療費助成に関すること。
- (5) 母子福祉資金等貸付金事業に関すること。
- (6) 遺児手当に関すること。
- (7) 母子生活支援施設および助産施設の設置認可等に関すること。
- (8) 母子生活支援施設および助産施設の運営指導に関すること。

次世代育成課

- (1) 次世代育成支援に関すること。
- (2) 要保護児童対策に関すること。
- (3) 児童館に関すること。
- (4) 母と子の家および生活館に関すること。
- (5) 桔梗福祉交流センターに関すること。
- (6) 放課後子ども教室推進事業に関すること。
- (7) 放課後児童健全育成事業に関すること。
- (8) 青少年活動の推進に関すること。
- (9) 青少年補導センターに関すること。
- (10) その他子どもの健全育成に関すること。

母子保健課

- (1) 母子保健に関すること。
- (2) 定期の予防接種(インフルエンザおよび高齢者の肺炎球菌感染症に係るものを除く。)に関すること。
- (3) 児童福祉法に基づく療育および小児慢性特定疾病に関すること。
- (4) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく自立支援医療(育成医療に限る。)に関すること。
- (5) 特定不妊治療費の助成に関すること。

福祉事務所

子どもサービス課

- (1) 認可保育所の入所および退所に関すること。

子育て支援課

- (1) 母子家庭、父子家庭および寡婦の福祉に関すること。
- (2) 児童扶養手当、児童手当および子ども手当に関すること。
- (3) 母子生活支援施設および助産施設の入所および退所に関すること。
- (4) 母子・父子相談および女性相談に関すること。
- (5) その他母子および父子の福祉に関すること。

次世代育成課

- (1) 家庭児童相談に関すること。

恵山福祉課

恵山支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 市立保育所の入所および退所に関すること。
- (2) 児童、母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

南茅部福祉課

南茅部支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 認可保育所の入所および退所に関すること。
- (2) 児童、母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (3) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

湯川福祉課・亀田福祉課・戸井福祉課・楳法華福祉課

各支所の所管区域内の次に掲げる事項(子ども未来部関連抜粋)

- (1) 児童、母子家庭および寡婦の福祉に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。
- (2) 児童扶養手当、特別児童扶養手当、特別障害者手当、障害児福祉手当、福祉手当、児童手当および子ども手当に係る届けおよび申請の受付ならびに相談に関すること。

子ども未来部関係予算

1 各会計歳出予算一覧表

(1) 一般会計

(単位:千円)

科 目	平成30年度 当初予算額 A	財源内訳(平成30年度分)				平成29年度 当初予算額 B	増減 A-B
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他			
民生費	14,070,844	8,706,219	280,100	325,806	4,758,719	12,946,699	1,124,145
社会福祉費	4,512	3,301			1,211	4,924	△ 412
社会福祉総務費	50				50	50	
障害者福祉費	4,462	3,301			1,161	4,874	△ 412
子ども未来費	14,066,332	8,702,918	280,100	325,806	4,757,508	12,941,775	1,124,557
子ども未来総務費	805,549	500,251	241,000	4,800	59,498	236,458	569,091
子育て支援費	3,212,103	2,686,671		7,208	518,224	3,311,374	△ 99,271
保育サービス費	6,525,424	4,151,740		268,397	2,105,287	5,873,673	651,751
子ども健全育成費	807,357	439,136	39,100	1,495	327,626	625,011	182,346
ひとり親家庭等支援費	2,040,226	724,269		889	1,315,068	2,150,839	△ 110,613
子ども医療助成費	521,730	133,318		27,689	360,723	584,182	△ 62,452
ひとり親家庭等医療助成費	153,943	67,533		15,328	71,082	160,238	△ 6,295
衛生費	624,502	66,371		2,975	555,156	691,072	△ 66,570
保健衛生費	624,502	66,371		2,975	555,156	691,072	△ 66,570
母子保健対策費	235,371	62,790		2,974	169,607	258,935	△ 23,564
予防接種費	389,131	3,581		1	385,549	432,137	△ 43,006
教育費	153,060	84		5,923	147,053	232,934	△ 79,874
教育総務費	131,014	84			130,930	180,506	△ 49,492
私立学校振興費	131,014	84			130,930	180,506	△ 49,492
奨学費	19,886			3,763	16,123	50,268	△ 30,382
入学準備給付金	12,615				12,615	45,506	△ 32,891
奨学給付金	3,763			3,763		84	3,679
入学準備貸付金	3,508				3,508	4,678	△ 1,170
育英費	2,160			2,160		2,160	
子ども未来部関係予算 計	14,848,406	8,772,674	280,100	334,704	5,460,928	13,870,705	977,701
一般会計 計	134,990,000	36,036,876	6,365,100	14,813,701	77,774,323	137,120,000	△ 2,130,000
子ども未来部関係予算の 一般会計予算に占める割合	11.0%	24.3%	4.4%	2.3%	7.0%	10.1%	—

(2) 奨学資金特別会計

(単位:千円)

科 目	平成30年度 当初予算額 A	財源内訳(平成30年度分)				平成29年度 当初予算額 B	増減 A-B
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他			
奨学費	16,103				16,103	18,072	△ 1,969
管理費	1,091				1,091	1,068	23
奨学金	15,012				15,012	17,004	△ 1,992
合 計	16,103				16,103	18,072	△ 1,969

(3) 母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計

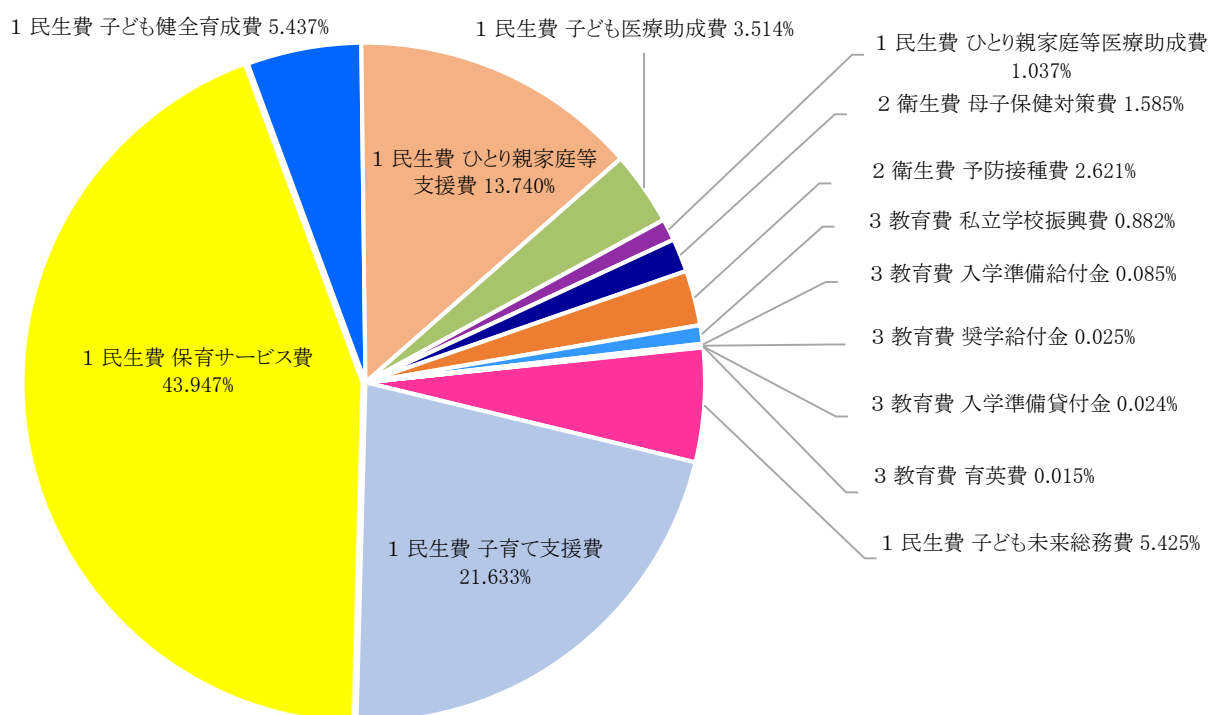
(単位:千円)

科 目	平成30年度 当初予算額 A	財源内訳(平成30年度分)				平成29年度 当初予算額 B	増減 A-B
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他			
貸付事業費	98,553			78,702	19,851	99,489	△ 936
合 計	98,553			78,702	19,851	99,489	△ 936

部局合計

(単位:千円)

科 目	平成30年度 当初予算額 A	財源内訳(平成30年度分)				平成29年度 当初予算額 B	増減 A-B
		特定財源			一般財源		
		国道支出金	地方債	その他			
合 計	14,963,062	8,772,674	280,100	413,406	5,496,882	13,988,266	974,796



2 平成30年度 主要施策

(単位:千円)

項目	事業内容等	平成30年度 当初予算額
民生費		
子ども・子育て会議関係経費	子ども・子育て支援事業計画に基づく個別事業の実施状況などの審議ほか	358
子ども・子育て支援事業計画策定調査費	次期子ども・子育て支援事業計画策定に向け、子育てに関わるニーズ等を把握するためのアンケート調査を実施	4,500
子ども条例啓発関係費	子ども条例の周知・啓発を実施	747
子ども会議関係経費	子ども条例に基づき子どもが意見を表明、社会参加する場として開催	344
児童福祉施設整備費補助金	(仮称)認定こども園カトリック湯の川幼稚園、(仮称)認定こども園元町白百合幼稚園、(仮称)函館あおい認定こども園の増改築に伴う整備費補助	741,439
地域子育て支援センター事業費	子育てサロンを公立2か所、民間11か所に設置	86,262
子育てサロン運営経費	公立子育てサロンの運営	394
ファミリー・サポート・センター事業費	仕事と育児の両立を図るための相互援助の実施	20,868
子育て支援隊関係経費	子育てに関する様々な悩みや相談に対応するため「子育て支援隊」による訪問等を実施	1,385
子育て支援短期利用事業費	保護者の疾病等の際に一時的な施設利用を実施	800
子育て支援トワイライトステイ事業費	夜間・休日、保護者が帰宅するまで児童に対し生活指導や食事提供を実施	106
子育てアプリ関係経費	スマートフォンを活用し、子育て支援に関する幅広い情報を提供	565
養育支援訪問事業費	育児ストレスを抱えたり、産後うつのおそれがある保護者に加え、保育所、幼稚園に通っていない児童がいる養育支援が必要な家庭に対し、保健師による相談やヘルパーによる家事援助、育児支援等を行う	1,746
女性相談関係経費	DV相談のほか、ストーカー被害や身近な人からの暴力被害など、女性に関わる相談体制の充実を図る	1,318
性暴力被害者支援関係経費	行政・警察・拠点病院等が連携して性暴力被害者を支援する「函館・道南SART」の運用開始に伴い、新たに相談支援窓口を設置するほか、予防教育や市民啓発を行う	3,700
低年齢児保育対策事業費	3歳未満児が6人以上入所し、一定の基準を満たしている認可外保育施設に対し事業を委託	6,765
保育士就職支援研修事業費	保育士資格を有しながら長期間離職されている方を対象に、講義や実地研修を実施	1,200
療育支援事業費補助金	障がい児保育を実施する保育所等への助成	28,560
保育所地域活動事業運営費補助金	世代間交流や異年齢児交流等を実施している保育所への助成	1,500
一時預かり事業費	保護者の急用等で保育が必要な児童の保育を実施している保育所等への助成	159,867
延長保育事業費補助金	保育時間の延長を必要とする児童の保育を行う保育所等への助成	28,402
病児保育事業費	医療機関が開設する施設で病児保育を実施	11,398
実費徴収に係る補給付事業費補助金	子どもが保育所や幼稚園に通う生活保護世帯に対し、給食費や教材費の一部を助成	174
施設型給付費	保育所、認定こども園および新制度移行幼稚園を通じた共通の仕組みによる運営費の給付	6,171,390
特定教育・保育質向上事業費	国が定める保育士等の配置を上回る保育所等に対し、2名分を上限として人件費の一部を助成	50,157
地域放課後児童健全育成事業費	学童保育所の民間への委託等	642,896
学童保育施設整備事業費	亀田小学校の余裕教室改修による学童保育施設の整備	21,671
放課後子ども教室推進事業費	放課後の児童の安全・安心な活動拠点の整備	4,611
統合児童館(金堀町)建設事業費	高盛・人見・本町児童館の統合児童館として、金堀小学校敷地内に新たな児童館を建設 (H30 金堀小プール解体、測量、地質調査、実施設計 H31 建設 H32 供用開始)	40,000
ひとり親家庭等子どものための学習支援事業費	ひとり親家庭等世帯の小中学生を対象に、生活指導を含めた訪問型学習支援を行う	1,600
子ども医療助成費	中学校卒業までの子どもの医療費を助成	521,730
衛生費		
マザーズ・サポート・ステーション事業費	妊娠・出産・子育ての不安や悩みの相談を実施	2,939
妊婦健康診査費	妊婦健診に対する助成	110,065
産婦健康診査事業費	産後2週間および1か月の健康診査に要する費用を助成	8,510
産後ケア事業費	母体ケアや乳児ケアを必要とする産婦に対し、宿泊型の育児指導を実施	1,592
特定不妊治療助成事業費	特定不妊治療(体外受精、顕微受精、男性不妊治療)および不育症治療に要する費用の一部助成	26,959
小児慢性特定疾病児童等支援費	小児慢性特定疾病をもつ児童等に対して、医療費等を給付	57,943
定期予防接種費	四種混合、ポリオ、水痘、ヒブ・小児用肺炎球菌、日本脳炎、B型肝炎ほか	384,355
教育費		
私立幼稚園就園奨励費	幼稚園(新制度へ移行しない園)保育料等の減免に係る補助	252
私立学校運営助成費	生徒1人あたり24,000円を助成	108,936
私立専修学校運営助成費	生徒1人あたり13,000円を助成	8,684
函館大妻高等学校校舎増改築事業費補助金	本校舎棟を増改築し、多目的教室を設置	10,000
入学準備給付金	小・中学校に入学する子どもがいる保護者に給付(生活保護受給者、就学援助の認定を受けた準要保護者を除く)	11,640
給付型奨学金	経済的に修学困難な大学生に返還不要な奨学金を支給	3,680
奨学資金特別会計		
奨学資金貸付金	経済的な理由により就学困難な学生・生徒のための奨学金貸与	15,012
母子父子寡婦福祉資金貸付事業特別会計		
母子父子寡婦福祉資金貸付金	母子父子寡婦家庭の経済的自立と生活安定、子どもの福祉を図るための各種資金の貸付	97,076

附属機関・その他会議

1 附属機関

(1) 函館市子ども・子育て会議

(設置)「函館市子ども・子育て会議条例」平成 25 年 4 月 1 日施行

(目的) 子ども・子育て支援法第 77 条第 1 項に規定する事項の意見聴取や調査審議をすること。

(委員) 保護者, 事業主を代表する者, 労働者を代表する者, 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者, 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者, 公募による者 計 20 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は 2019(平成 31)年 7 月 22 日まで)

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
加賀屋 文代	函館市PTA連合会母親副委員長
佐藤 真弓	函館商工会議所青年部
相澤 弘司	連合北海道函館地区連合会副会長
石田 由恵	函館保育協会監事
数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会副会長
岸田 千佳子	函館市私立幼稚園協会副会長
木村 一雄	函館市社会福祉協議会理事
箭原 信継	渡島総合振興局保健環境部児童相談室(函館児童相談所)地域支援課長
高田 恵美子	函館市学童保育連絡協議会役員
玉利 達人	道南地区私立幼稚園連合会
中村 郁子	函館市ファミリー・サポート・センターアドバイザー
三浦 務	函館市小学校長会
村本 朝次郎	函館市町会連合会常任理事・保健福祉部長代理
木村 雅彦	函館市中学校長事務局次長
池田 延己	函館大妻高等学校理事長・校長
榊 ひとみ	函館短期大学保育学科准教授
本田 泰代	函館大学専任職員
石坂 仁	函館市医師会理事
高橋 麻美	公募委員
三塚 まゆみ	公募委員

(2) 函館市奨学資金運営委員会

(設置)「函館市奨学資金貸与条例」に基づき, 昭和 26 年度設置

(目的) 奨学生の選定および奨学金の額の決定等本制度の運営について市長の諮問に応ずること。

(委員) 学識経験者 10 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は 2019(平成 31)年 8 月 31 日まで)

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
船橋 優子	函館市民生児童委員連合会会長
原 公子	函館市民生児童委員連合会副会長
佐藤 不二子	函館市民生児童委員連合会生活福祉部会長
田尻 勝敏	北海道高等学校長協会道南支部長
佐竹 聡	函館市中学校長会事務局次長
豊田 美智代	函館市PTA連合会 母親委員
福島 基輝	函館地区私立高等学校長会事務局長
齋藤 かおり	北海道高等学校PTA連合会道南支部
小山内 武弘	北海道退職校長会函館支部 支部長
稲葉 和子	北海道退職校長会函館支部 理事

(3) 函館市入学準備金貸付審査委員会

(設置)「函館市入学準備金貸付条例」に基づき, 昭和 44 年度設置

(目的) 市長の諮問に応じ, 貸付金の貸付けを受ける者の選考等について審議すること。

(委員) 学識経験者 10 人以内

(任期) 2 年(現在の委員の任期は 2019(平成 31)年 8 月 31 日まで)

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
西村 孝	函館市民生児童委員連合会家庭児童福祉部会長
林原 則子	函館市民生児童委員連合会家庭児童福祉部会副会長
若林 憲章	函館市民生児童委員連合会家庭児童福祉部会副会長
田尻 勝敏	北海道高等学校長協会道南支部長
佐竹 聡	函館市中学校長会事務局次長
千葉 美菜子	函館市PTA連合会 母親委員
福島 基輝	函館地区私立高等学校長会事務局長
山崎 由子	北海道高等学校PTA連合会道南支部
田村 順子	北海道退職校長会函館支部
横井 明	北海道退職校長会函館支部 副理事長

(4) 函館市幼保連携型認定こども園審議会

(設置)「函館市幼保連携型認定こども園審議会条例」平成 26 年 9 月 25 日施行

(目的) 幼保連携型認定こども園の設置認可等について、市長の諮問に対して審議する。

(委員) 学識経験のある者、関係団体を代表する者、関係行政機関の職員、その他市長が必要と認める者
計 11 人以内

(任期) 3 年(現在の委員の任期は 2021(平成 33)年 1 月 27 日まで)

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
榊 ひとみ	学校法人野又学園函館短期大学准教授
数又 紀和子	函館市民生児童委員連合会副会長
梅田 史恵	函館市地域活動連絡協議会会長
箭原 信継	北海道函館児童相談所地域支援課長
亀井 隆	函館保育協会会長
木村 一雄	函館市私立幼稚園協会会長
熊谷 儀一	函館市町会連合会副会長
安藤 眞理	一般社団法人函館市母子寡婦福祉会理事長
神田 克実	函館市PTA連合会副会長
小倉 清春	函館市町会連合会副会長
石坂 仁	公益社団法人函館市医師会理事

(5) 函館市いじめ問題再調査委員会

(設置)「函館市いじめ問題再調査委員会条例」に基づき、平成 30 年 4 月 1 日に設置

(目的) いじめの重大事態が発生した時に、学校または学校の設置者(教育委員会)が行った調査に対し、市長が必要と認める場合に再調査を行う。

(委員) 弁護士、精神科医、学識経験者、心理・福祉の専門家等の 5 人以内

(任期) 調査事案が発生した時に委嘱し、審議が終了したときに解嘱する。

2 その他会議

(1) 函館市小児慢性特定疾病審査会

(設置) 「函館市小児慢性特定疾病審査会設置要綱」に基づき、平成 27 年 1 月 1 日に設置

(目的) 函館市における小児慢性特定疾病医療費の支給申請の内容について適正かつ慎重に審査すること。

(委員) 関係行政機関の職員、北海道医師会および学識経験を有する者6人以内

(任期) 2年(現在の委員の任期は2020(平成32)年3月31日まで)

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
要藤 裕孝	北海道公立大学法人札幌医科大学准教授
山田 雅文	国立大学法人北海道大学大学院医学研究院小児科学教室講師
棚橋 祐典	国立大学法人旭川医科大学小児科講師
三戸 和昭	一般社団法人北海道医師会常任理事
山田 隆良	市立函館保健所長

(2) 函館市青少年補導センター運営協議会

(設置) 「函館市青少年補導センター運営要綱」に基づき, 昭和 40 年に設置

(目的) センターの円滑な運営および業務の効率化を図ること。

(委員) 関係機関および市の職員 13 人以内, 関係団体の代表 7 人以内

(任期) 2 年以内(現在の委員の任期は 2019(平成 31)年 4 月 27 日)

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

氏 名	所 属 等
大澤 洋一	北海道警察函館方面本部生活安全課生活安全・少年兼少年補導担当補佐
徳田 一志	北海道警察函館方面函館中央警察署生活安全課長
青 幸弘	北海道警察函館方面函館西警察署生活安全課長
亀井 博之	函館家庭裁判所次席家庭裁判所調査官
嶋倉 徹	函館少年鑑別支所長
畠山 茂祥	函館保護観察所統括保護観察官
箭原 信継	北海道函館児童相談所地域支援課長
菅野 寿恵	函館地区保護司会副会長
西村 孝	函館市民生児童委員連合会家庭児童福祉部会長
松浦 一秀	函館市小学校生活指導研究協議会会長
加賀 重仁	函館市中学校生徒指導協議会会長
田尻 勝敏	函館地区高等学校教護連盟事務局長(年次当番校代表)
安宅 賀子	函館市PTA連合会母親委員
寺本 公彦	函館市教育委員会学校教育部教育指導課長
佐藤 ひろみ	函館市子ども未来部長

(3) 函館市要保護児童対策地域協議会

(設置) 児童福祉法第 25 条の 2 第 1 項に基づき、平成 18 年 7 月 12 日に設置

(目的) 保護者のない児童または保護者に監護させることが不相当であると認められた児童の適切な保護を図るため。

(構成機関) 国または地方公共団体の機関、法人、その他の者

構成機関一覧

(平成 30 年 8 月 1 日現在)

機 関 名	
国 の 機 関	函館地方法務局
	函館家庭裁判所
	函館保護観察所
	函館少年鑑別支所
北 海 道 の 機 関	北海道警察函館方面本部
	函館中央警察署
	函館西警察署
	函館児童相談所
函 館 市	福祉事務所生活支援第1課
	福祉事務所湯川福祉課
	福祉事務所亀田福祉課
	子ども未来部子どもサービス課
	子ども未来部子育て支援課
	子ども未来部次世代育成課
	子ども未来部母子保健課
	教育委員会学校教育部学校教育課
教育委員会学校教育部教育指導課	

機 関 名	
法 人	公益社団法人 函館市医師会
	一般社団法人 函館歯科医師会
	函館弁護士会
	社会福祉法人 函館厚生院くるみ学園
	社会福祉法人 函館国の子寮 函館国の子寮
	社会福祉法人 函館聖パウロ会さゆり園
	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	社会福祉法人 函館市民生事業協会
	函館市松陰母子ホーム, 函館高砂母子ホーム
	特定非営利活動法人 青少年の自立を支える道南の会 青少年自立援助ホーム ふくろうの家
そ の 他 の 者	函館市小学校長会
	函館市中学校長会
	函館市民生児童委員連合会
	函館市町会連合会
	函館市PTA連合会
	北海道高等学校長協会道南支部
	函館保育協会
	道南地区私立幼稚園連合会
	函館市学童保育連絡協議会
	函館市地域活動連絡協議会
	函館YWCA・CAPグループ
	函館人権擁護委員連合会
	はこだて若者サポートステーション
	南北海道教育臨床研究会
	その他市長が指名する者

(4) 函館市配偶者等からの暴力対策関係機関協議会

(設置) 配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律第9条および配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護等のための施策に関する基本的な指針に基づき、平成24年8月17日に設置
 (目的) 配偶者等からの暴力を受けた者の適切な保護が行われるよう、関係機関の連携・協力を図るため。
 (構成機関) 国または地方公共団体の機関、その他の団体

構成機関一覧

(平成30年8月1日現在)

機 関 名	
国 の 機 関	函館地方検察庁
	函館地方務局人権擁護課
	函館保護観察所
	函館少年鑑別支所
北 海 道 の 機 関	函館方面本部警務課
	函館方面本部生活安全課
	函館方面本部捜査課
	函館中央警察署警務課
	函館中央警察署生活安全課
	函館西警察署警務課
	函館西警察署生活安全課
	渡島総合振興局保健環境部環境生活課
	函館児童相談所
	函 館 市
市民部国保年金課	
市民部戸籍住民課	
福祉事務所高齢福祉課	
福祉事務所障がい保健福祉課	
福祉事務所生活支援第1課	
福祉事務所湯川福祉課	
福祉事務所亀田福祉課	
都市建設部住宅課	
教育委員会学校教育部学校教育課	
教育委員会学校教育部教育指導課	
教育委員会学校教育部北海道教育センター	
病院局管理部庶務課	
子ども未来部子どもサービス課	
子ども未来部次世代育成課	
子ども未来部母子保健課	
子ども未来部子育て支援課	

機 関 名	
そ の 他 の 団 体	公益社団法人 函館市医師会
	一般社団法人 函館歯科医師会
	函館弁護士会
	社会福祉法人 函館市民生事業協会
	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	函館YWCA・CAPグループ
	函館家庭生活カウンセラークラブ
	函館人権擁護委員連合会
	日本司法支援センター函館地方事務所
	道南ジェンダー研究ネットワーク
	社会福祉法人 函館厚生院くるみ学園
	社会福祉法人 函館国の子寮 函館国の子寮
	社会福祉法人 函館聖パウロ会さゆり園
	青少年自立援助ホームふくろうの家
	道南地区私立幼稚園連合会
	函館保育協会
	函館市小学校長会
	函館市中学校長会
	函館市PTA連合会
	北海道高等学校長協会道南支部
	南北海道教育臨床研究会
	函館市地域活動連絡協議会
	函館市女性保護の会
	その他市長が指名する団体

(5) 函館性暴力被害防止対策協議会

(設置) 犯罪被害者等基本法第2条第2項に規定する犯罪被害者等のうち、性暴力に関する被害者等に対する支援や性暴力防止のため、平成29年3月22日に設置

(目的) 性暴力に関する被害者等に対する適切な支援と性暴力の防止に関する活動が行われるよう、関係機関の連携・協力を図るため。

(構成機関) 国または地方公共団体の機関、その他の団体

構成機関一覧

(平成30年8月1日現在)

機 関 名	
国 の 機 関	函館地方検察庁
	函館地方法務局 人権擁護課
北 海 道 の 機 関	北海道警察 函館方面本部 警務課
	北海道警察 函館方面本部 捜査課
	北海道警察 函館方面本部 生活安全課
	北海道渡島総合振興局
	北海道檜山振興局
	北海道教育庁 渡島教育局
	北海道教育庁 檜山教育局
	北海道函館児童相談所
	函 館 市
市民部	
保健福祉部	
函館市教育委員会	
市立函館病院	

機 関 名	
そ の 他 の 団 体	公益社団法人 函館市医師会
	一般社団法人 渡島医師会
	檜山医師会
	北部檜山医師会
	社会福祉法人 函館厚生院 函館中央病院
	北海道子どもの虐待防止協会 道南支部
	函館・性と薬物を考える会
	特定非営利活動法人 ウィメンズネット函館
	特定非営利活動法人 青少年の自立を支える道南の会
	函館被害者相談室
	一般財団法人 函館YWCA・CAPグループ
	公益社団法人 北海道社会福祉士会 道南地区支部
	函館弁護士会
	日本司法支援センター函館地方事務所
	函館人権擁護委員連合会
	函館商工会議所 女性会
	国際ソロプチミスト函館
	株式会社 北海道新聞社 函館支社

所轄施設の概要

1 保育所 児童の健全なる育成と福祉を図るための施設です。

(1) **花園保育園** 所在地 函館市花園町 32 番 1 号(市営住宅花園団地用地内)
建物面積 756.55 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地上 2 階建(保育園は 1 階)
開設 昭和 41 年 1 月 1 日

(2) **湯浜保育園** 所在地 函館市湯浜町 14 番 2 号(市営住宅湯浜団地用地内)
建物面積 475.20 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地上 7 階建(保育園は 1 階)
開設 昭和 51 年 6 月 1 日

2 根崎生活館 市民の生活改善と文化の向上を図り, 社会福祉の増進に寄与するための施設です。

所在地 函館市根崎町 556 番地の 2
敷地面積 677.68 m²
建物面積 216.01 m²
構造 ブロック・木造 平屋建
開設 昭和 41 年 8 月 20 日

3 弥生小学校併設学童保育専用施設

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)を実施するための施設です。

所在地 函館市弥生町 4 番 16 号
敷地面積 11,729.14 m²
建物面積 129.11 m²
構造 鉄筋コンクリート造 地上 3 階地下 1 階建
開設 平成 24 年 1 月 5 日

4 児童館

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすると共に、母と子の福祉増進に関する諸活動の推進を図るための施設です。

平成30年4月1日現在

児童館名	所在地	規模	建物の構造	開館年月日	敷地面積(m ²)	建物面積(m ²)				備考
						遊戯室	図書室	集会室	延床面積	
児童センター	若松町33-6	C	鉄筋コンクリート5階建	H6.4.1	—	207.90	105.45	126.40	2,056.58	総合福祉センター内 平5新築
西部	入舟町6-17	B	鉄筋コンクリート・ 鉄骨造2階建	H6.10.1	902.09	128.04	37.38	59.15	401.54	平6旧小舟保育園 増改修 フレトピアセンター入舟内
谷地頭	谷地頭町9-5	A	木造平屋建	S46.4.1	684.58	82.81	69.56	—	205.99	昭45新築 平21多目的ト化増設
東川	東川町11-12	A	鉄筋コンクリート造 3階建	S47.4.1	—	114.00	102.00	—	291.03	昭46新築 (女性センター内)
高盛	高盛町17-10	D	木造平屋建	S38.12.15	430.58	82.50	19.80	—	167.76	昭38旧青年学校 増改築(昭16建)
人見	人見町15-5	A	木造平屋建	S42.12.15	1,853.24	66.24	72.87	—	198.74	昭42新築(借地)
赤川	赤川1-30-35	B	鉄骨造平屋建	H16.4.1	1,003.78	162.00	28.34	31.00	433.38	平16新築
鍛冶	鍛冶2-20-5	B	鉄骨造平屋建	S57.4.1	800.00	151.47	38.88	45.36	326.21	昭56新築
富岡	富岡町1-49-27	A	木造平屋建	S43.1.14	1,237.80	113.63	39.74	51.75	297.00	昭43新築
美原	美原2-21-7	A	木造平屋建	S51.4.1	661.82	89.43	66.24	—	231.66	昭50新築(指定管理)
昭和	昭和2-37-2	B	鉄骨造平屋建	H3.4.1	620.09	178.20	32.40	38.88	339.79	平3新築(指定管理)
山の手	山の手3-4-7	B	鉄骨造平屋建	H11.4.1	985.72	162.00	32.64	38.00	405.08	平11新築
神山	神山町241-69・70	B	鉄骨造改質 アスファルトシート防水	H24.4.1	1,339.20	162.00	30.52	29.51	478.04	平24新築(指定管理)
上湯川	上湯川町8-1	B	木造平屋建	S48.4.1	2,010.09	132.49	112.62	—	302.58	昭47新築 昭53増改修 平21多目的ト化増設
日吉が丘	日吉町2-34-5	A	木造平屋建	S44.4.1	859.31	72.87	66.25		202.31	昭43新築
深堀	深堀町14-6	B	鉄骨造平屋建	S54.12.15	657.18	129.60	36.45	51.02	304.56	昭54新築
湯浜	湯浜町14-3	A	鉄筋コンクリート造 7階建	S51.7.1	—	122.89	62.23	—	248.95	昭50新築(市営住宅)
湯川	湯川町2-13-16	D	木造平屋建	S36.5.13	689.91	62.70	26.40	—	152.08	昭25新築土地区画 整理事務所 昭36改築
旭岡	西旭岡町2-51-1	B	鉄骨造平屋建	H7.4.1	1,341.50	180.00	32.64	38.00	394.28	平7新築
中島	中島町30-8	A	木造2階建	S35.12.1	671.33	69.30	23.00	29.70	433.45	旧花嫁学校(昭11建) 昭35改築
宮前	宮前町25-15	A	木造平屋建	S40.12.1	411.04	66.00	39.60	33.00	198.74	昭40新築(借地)
大川	大川町9-8	A	木造平屋建・鉄筋 コンクリート2階建	S45.1.7	368.92	56.92	48.60	48.60	192.40	昭44旧公益質店 増改築昭51増改修
五稜	白鳥町14-29	D	木造平屋建	S40.5.3	496.68	66.00	39.60	—	167.27	昭40新築 昭56増改修
本町	本町36-15	A	木造2階建	S49.4.1	330.57	79.49	79.49	—	231.86	昭48新築
桔梗	桔梗4-1-18	B	鉄骨造平屋建	H17.4.1	1,809.04	162.00	26.00	33.00	469.78	平17新築
亀田港	亀田港町42-16	B	鉄骨造平屋建	H19.4.1	1,321.13	162.00	30.00	30.25	475.90	平19新築
古川母と子の家	古川町7-1	—	木造モルタル 平屋建	S40.11.1	990.00	—	—	—	191.73	昭40新築

※ 施設規模 A=小型児童館 11館, B=児童センター 11館, C=大型児童センター 1館, D=その他の児童館 3館

※ 建物の延床面積には、遊戯室、図書室、集会室のほか、その他分を含む。

函館市子ども条例

1 条例の目的

子どもの人権を尊重しつつ、子どもの健やかな成長を支え、安心して子育てができる地域社会の実現を目指すため、子どもにかかる施策推進の柱となる「函館市子ども条例」を制定した。

(条例施行日:平成28年4月1日)

2 条例の概要

(1) 基本理念

子どもおよび子育て家庭の支援の推進にあたっての基本理念として、「人権の尊重」、「子どもの育ちへの支援」、「子育て家庭への支援」を定めている。

(2) 大人の責務・役割

子どもおよび子育て家庭を地域全体で支援するため、市の責務、保護者・学校等・地域住民・事業者の役割および相互の協力・連携について明らかにしている。

(3) 市の基本的施策

- ① 子どもが安全にかつ安心して暮らすことができる環境の整備
- ② いじめ等への対応
- ③ 子どもからの相談
- ④ 子育て家庭への支援等
- ⑤ 教育および保育の環境の整備
- ⑥ 地域住民との交流の促進等
- ⑦ 子どもが安心して過ごすことができる場所等
- ⑧ 子どもの社会参加
- ⑨ 障がいのある子どもへの支援等

3 子ども条例啓発事業

事業開始 平成 28 年度

内 容 函館市子ども条例第 20 条の規定に基づき、子ども条例の広報および啓発を行います。

実施状況

区 分	平成28年度	平成29年度	
		概要版リーフレット クリアファイル	メッセージカード(注)
配布物	概要版リーフレット	概要版リーフレット クリアファイル	メッセージカード(注)
配布先	市内教育・保育施設, 小・中学校, 高等学校, 民生委員, 町会関係等	市内小学5年生	妊婦
配布部数	55,421部	各1,861部	130枚

(注) 母子健康手帳等セット「マザーズ・サポート・バッグ」に貼付(平成 30 年 3 月から)

平成 30 年度予算額 747 千円

費用の負担 全額市費負担

函館市子ども・子育て支援事業計画

1 計画の目的・位置づけ

函館市子ども・子育て支援事業計画は、子ども・子育て支援法に基づき、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するとともに、次世代育成支援対策推進法に基づき、すべての子どもを対象に地域社会全体で次世代育成支援対策に取り組むことにより、次世代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、かつ、育成される環境の整備を図ることを目的としている。

2 計画の期間

子ども・子育て支援法に基づく事業計画は、平成27年度からの5年を1期とし、また、次世代育成支援対策推進法に基づく新たな前期計画についても、同様の計画期間により策定することとされていることから、本計画は平成27年度から平成31年度までの5年間を計画期間としている。

3 基本理念・基本的な視点

(1) 基本理念

「子どもたちが輝き ひかりにあふれるまち はこだて」

(2) 基本的な視点

本計画における各施策の方向と事業の実施については、次の8つの基本的な視点のもとに取り組むこととしている。

- ① 子どもの視点
- ② 次代の親の育成という視点
- ③ すべての子どもと家庭への支援の視点
- ④ 地域社会全体で支援する視点
- ⑤ サービス利用者の視点
- ⑥ 仕事と生活の調和の実現の視点
- ⑦ 結婚・妊娠・出産・育児の切れ目のない支援の視点
- ⑧ 地域特性の視点

4 施策の方向

基本理念の実現に向けて、次の8つの施策の方向を掲げ、総合的な施策の展開を図る。

- (1) 地域における子育て支援
- (2) 母子の健康確保と増進
- (3) 子どもの健やかな成長のための教育環境の整備
- (4) 子育てを支援する生活環境の整備
- (5) 仕事と生活の調和の実現
- (6) 特別な援助を要する家庭への支援
- (7) 母子家庭および父子家庭の自立支援
- (8) 子育てに伴う経済的負担の軽減

5 教育・保育および地域子ども・子育て支援事業の提供体制

すべての子どもに良質な生育環境を保障するとともに、妊娠・出産からの切れ目のない支援を行うため、本計画において幼児期における質の高い教育・保育や各種子ども・子育て支援事業の提供体制を定めている。

6 計画の推進

(1) 市民等との協働

市民との協働によるまちづくりの視点を取り入れ、地域における市民活動団体などとの協力関係を構築するなかで、多様化する市民ニーズに適切に対応する。

(2) 厳しい財政状況下における効果的な推進

本市では、厳しい財政状況が続いているが、行財政対策を進めるなかで、本計画の効果的な推進に努める。

(3) 積極的な情報公開の推進

毎年、函館市子ども・子育て会議を開催するほか、「市政はこだて」や各部局の情報誌、さらにはホームページなどにより、市民に情報を提供し、意見等の把握に努めていく。

子育て支援

1 子育て支援のための施策

(1) ファミリー・サポート・センター事業

事業開始 平成 11 年度
 内 容 市内に居住する育児の援助を行いたい者と育児の援助を受けたい者からなる
 会員組織であり、その会員間で仕事と育児との両立支援のための相互援助活
 動等を行います。
 登録会員 依頼会員 1,937 人 提供会員 191 人 両方会員 61 人
 利用料

＜基本料金＞30分あたり			＜本人負担額＞				
項目	1人	兄弟		1人		兄弟	
				30分	1時間	30分	1時間
通常 7:00～ 21:00	300円 (1時間) 600円	150円 (1時間) 300円	託児料金	30分	1時間	30分	1時間
				200円	400円	50円	100円
			助成金	30分	1時間	30分	1時間
				100円	200円	100円	200円
時間外 土・日・祝 年末年始 病児	350円 (1時間) 700円	175円 (1時間) 350円	託児料金	30分	1時間	30分	1時間
				200円	400円	25円	50円
			助成金	30分	1時間	30分	1時間
				150円	300円	150円	300円

実施状況 (単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用件数	9,975	10,279	10,368

平成 30 年度予算額 20,868 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(2) 地域子育て支援センター事業

事業開始 平成 5 年度
 内 容 子育て家庭の保護者の育児不安等の解消を図るため、育児に関する相談・指導・情報
 提供を行うとともに、子育てサークル等を育成し、その活動を支援します。
 実施施設 中央・亀田港・美原・石川・鍛冶さくら・深堀・赤川・大谷港・花園・つつじ・
 南かやべ・大森浜・函館短期大学 各子育てサロン

実施状況 (単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用件数	27,713	30,951	31,074

平成 30 年度予算額 86,262 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(3) 子育て支援隊事業

事業開始 平成 26 年度
内 容 子育て家庭における悩みや相談に対応するため、コーディネーターを配置し、ケースマネジメントや関係機関との連携を図るとともに、子育てに関する悩みの傾聴各種サービスに係る情報提供を行う子育て支援員が、家庭訪問を行います。

実施状況 (単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
訪問件数	285	301	347

平成 30 年度予算額 1,385 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(4) 子育てアドバイザー活用推進事業

事業開始 平成 20 年度
内 容 子育てアドバイザー養成事業において、養成、認定した子育てアドバイザーを地域における様々な子育て支援の場で積極的に活用し、地域の子育て力の向上、子育て支援の推進を図ります。

平成 30 年度予算額 542 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 養育支援訪問事業

事業開始 平成 19 年度(平成 23 年度までは「育児支援家庭訪問事業」として実施)
内 容 養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、その家庭を訪問し、家事等の援助や育児相談を行い、適切な養育を行うことができるよう支援します。

養育支援訪問事業 訪問回数内訳 (単位:回)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
ヘルパー	108	165	337
保健師, 家庭児童相談員等	29	60	83
計	137	225	420

平成 30 年度予算額 1,746 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(6) 要保護児童対策関係事業

事業開始 平成 14 年度

内 容 「児童福祉法」,「児童虐待の防止に関する法律」に基づき, 関係機関と連携を図りながら児童虐待防止および周知啓発に努め, 要保護児童等を支援します。

①要保護児童対策地域協議会

代表者会議(年 1 回), 実務者会議(年 3 回),

個別ケース検討会議(随時)

②児童虐待防止啓発

児童虐待防止パネル展(11 月),

児童虐待対応マニュアルおよび虐待防止啓発用カードの作成・配布

平成 30 年度予算額 322 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3),および 2 分の 1(国1/2)の補助があります。

(7) 子育て支援ネットワーク事業

事業開始 平成 20 年度

内 容 子育て支援に関わる市民団体や専門機関などの 17 団体に子ども未来部を加えた 18 団体により「函館市子育て支援ネットワーク」を構成しており, 官民協働により子育て支援を推進するため, 地域の子育て力の向上や子育て支援の機運の醸成を図るためのイベントや研修会等を実施します。

平成 30 年度予算額 119 千円

費用の負担 全額市費負担

(8) すくすく手帳

事業開始 平成 21 年度

内 容 乳幼児の親が安心して子育てができるよう, 育児に関する各種の情報を掲載した「すくすく手帳」をすべての出生世帯, 未就学児童がいる転入世帯および希望世帯に配付します。

平成 30 年度予算額 1,582 千円 (2,900 部)

費用の負担 指定寄付金を活用

(9) 子育て支援短期利用事業

- 事業開始 平成 5 年度
- 内 容 保護者が傷病, 出産, 冠婚葬祭などで, 子どもの世話が一時的に困難になる家庭を対象とし, 保護者にかわって子どもを養育します。
- 実施施設 くるみ学園, 函館国の子寮, さゆり園
- 利用期間 7 日以内
- 利 用 料 2 歳未満児 1 日 2,675 円
2 歳以上児 1 日 1,375 円
緊急一時保護の母親 1 日 375 円
(生活保護, 市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位: 日)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
2 歳未満児	13	30	4
2 歳以上児	166	77	105

平成 30 年度予算額 800 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(10) トワイライトステイ事業

- 事業開始 平成 14 年度
- 内 容 保護者が仕事などの理由で夜間または休日に不在となり, 子供の養育が困難な場合, その他の緊急の場合に, 保護者が帰宅するまでの間, 施設において夕食を提供し, 保育します。
- 実施施設 くるみ学園, 函館国の子寮, さゆり園
- 利用時間 平日・土曜日: 午後 6 時～午後 10 時
日曜・国民の祝日: 午前 8 時～午後 10 時
- 利 用 料 平日・土曜日: 1 日 750 円
日曜・国民の祝日: 午前 8 時～午後 6 時 1,350 円
午後 6 時～午後 10 時 750 円
(生活保護, 市民税非課税世帯は無料)

実施状況 (単位: 日)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数(平日・土曜日)	0	1	3
利用日数(日曜・祝日)	21	35	14

平成 30 年度予算額 106 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(11) 助産施設

事業開始 昭和 43 年度
内 容 保健上必要があるにもかかわらず、経済的理由により、入院助産を受けることができない場合に、助産を行います。

実施状況 (単位:人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
函館市助産施設	1	9	14
函館中央病院	16	5	0
函館五稜郭病院	4	2	0
共愛会病院	12	9	15
計	33	25	29

※函館中央病院・函館五稜郭病院については平成 28 年 9 月 30 日をもって廃止
平成 19 年 7 月 1 日から共愛会病院を認可

平成 30 年度予算額 16,204 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担があります。

(12) 子育てアプリ

事業開始 平成29年10月
内 容 スマートフォンを活用した子育てアプリ「Gruccho(グルッコ)」により、子育て支援に関する幅広い情報を無料で提供します。

平成30年度予算額 565千円

費用の負担 全額市費負担

(13) 子どもの生活実態調査

事業開始 平成29年度
内 容 子どもの貧困対策に向けて、生活実態を把握するためのアンケート調査を実施しました。

調査対象 保護者:5歳, 小学5年生, 中学2年生, 高校2年生
子ども:小学5年生, 中学2年生, 高校2年生

調査方法 無記名によるアンケート方式

実施時期 平成29年8月～9月

回収状況 配布件数:7,070件 有効回答数:4,306件 (有効回答率:60.9%)

(14) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査

事業開始 平成30年度
内 容 子ども・子育て支援事業計画への記載事項に対するニーズ把握等のためアンケート調査を実施します。

平成30年度予算額 4,500千円

費用の負担 全額市費負担

2 女性・児童相談等

(1) 女性相談事業

事業開始 昭和 32 年度
 内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談に応じるため、「母子・父子自立支援・女性相談室」に専門の相談員(嘱託4名)を配置しています。平成 25 年 7 月に函館市配偶者暴力相談支援センターを設置しました。
 設置場所 福祉事務所子育て支援課内, 福祉事務所亀田福祉課内

相談状況 (単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保護更正相談	0	0	0
夫婦・離婚相談	332	353	355
家庭相談	45	57	24
生活・経済相談	30	40	51
職業相談	4	2	1
健康相談	5	13	1
性的な問題	2	0	0
男女問題	16	15	2
自分の問題	2	4	7
その他	13	13	10
計	449	497	451

平成 30 年度予算額 118 千円(人件費を除く)

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。

(2) 女性相談委託事業

事業開始 平成 29 年度
 内 容 配偶者からの暴力(DV)をはじめ、女性に関するあらゆる悩みや相談について、その一部を委託することで、相談者の利便性の向上を図るとともに、女性相談体制の拡充を行うために委託します。

平成 30 年度予算額 1,200 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 配偶者等からの暴力対策関係事業

事業開始 平成 13 年度

内 容 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」(DV防止法)に基づき、北海道や関係機関と連携を図りながら周知啓発に努め、DV被害者を支援します。

① 配偶者暴力相談支援センター(平成 25 年 7 月設置)

各種手続きに係るDV被害相談証明書の発行や保護命令制度の利用についての援助等を実施します。

② 民間、警察、行政などの関係機関が相互に連携・協力を図り、被害者の救済・支援に努めます。

③ 配偶者等に対する暴力防止パネル展

毎年 11 月に関係機関の協力を得て、市民ホールで開催します。

④ DV相談窓口(防止啓発)携帯カード

DV相談窓口を掲載した携帯カードを作成し、市関係各所や医療機関などに配布します。

⑤ デートDV防止啓発リーフレット

若年層に対するデートDV防止啓発のため、リーフレットを作成し、高校や大学などに配布します。

⑥ 中学生のためのDV防止啓発事業

市内の中学生に対し、交際相手への様々な暴力の予防教育を行うため、デートDV出前授業を実施します。

⑦ DV被害者緊急支援対策

市内の一時保護施設では危険性が高く、被害者の安全確保が困難な場合市外の施設への移送費を支給します。

平成 30 年度予算額 163 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 配偶者等暴力被害者自立支援事業

事業開始 平成 23 年度

内 容 DV被害者を緊急的に一時保護するシェルターや中長期的な支援の場となるステップハウスの家賃など、また経済的な自立ができるようDV被害者を対象とした就労支援に対する事業などに対して民間支援団体へ補助金を交付します。

平成 30 年度予算額 2,000 千円

費用の負担 全額市費負担

(5) 性暴力被害者支援関係事業

事業開始 平成 29 年度

内 容 性暴力被害者支援のための推進母体として、平成 29 年 3 月に函館性暴力被害者防止対策協議会を北海道渡島総合振興局や北海道警察函館方面本部などの関係期間と連携して設置し、予防教育や市民啓発に取り組んでいます。平成 30 年 4 月から地域の行政・警察・拠点病院などが連携して被害者を支援する仕組みである「函館・道南 SART」を運用し、相談支援を行っています。

平成 30 年度予算額 3,700 千円

費用の負担 全額市費負担

(6) 子どもなんでも相談 110 番

事業開始 平成 19 年度(家庭児童相談室は昭和 39 年度)

内 容 0 歳から 18 歳までの子どもに対する各種問題相談に応じるため、「子どもなんでも相談 110 番」を設け、専門の相談員(嘱託 3 名)を配置しています。
(家庭児童相談室を兼ねています。)

相談状況

(単位:件)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
養護相談	438	528	558
保健相談	16	21	37
障害相談	2	23	34
非行相談	4	5	5
育成相談	52	55	91
その他の相談	58	34	31
計	570	666	756

平成 30 年度予算額 419 千円(人件費を除く)

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3,道 1/3),および 2 分の 1(国 1/2)の補助があります。

(7) 子育て支援コンシェルジュ

事業開始 平成28年度(平成28年10月15日から)

内 容 はこだてキッズプラザ内相談室において、保育士資格を有する相談員(専任1名)が、子育てに関する相談を受け、それに応じた情報提供や助言、関係機関との連絡調整等を行います。

平成30年度予算額

「はこだてみらい館・はこだてキッズプラザ」指定管理委託料(経済部所管)を含む。

3 児童厚生施設

(1) 児童館

内 容	児童館は、地域の児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的として運営されるもので、児童館は 26 館(うち3館は指定管理者制度導入)あり、母と子の家は1館あります。
機 能	<p>ア 小型児童館 14 館 児童に安全で楽しい遊び場を提供し、遊びを通じての友達づくりなど情操を豊かにさせるための指導をします。</p> <p>イ 児童センター 11 館 児童館の機能に加えて、遊び(運動)に親しむ習慣をつけ、運動の仕方、技能の習得、精神のかん養等による体力増進のための指導をします。</p> <p>ウ 大型児童センター 1館 児童センターの機能に加えて、中学・高校生等の年長児童を育成指導します。</p> <p>エ 母と子の家 1 館 児童館の機能に加え、母親の教養を高め、地域社会の福祉の増進を図ります。</p>
利用対象	幼児, 児童, 一般(夜間)
利用人員	別表のとおり
平成 30 年度予算額	82,064 千円
費用の負担	全額市費負担

(2) 地域組織活動費補助事業

事業開始	昭和 49 年度
内 容	市内各地域の母親が相協力して、地域児童の健全育成を推進するために、親子および世代間の交流や児童養育に関する研修ならびに児童の事故防止等の活動、その他児童福祉の向上に関する活動を行っている母親クラブに活動費を補助します。
	会員数の状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
クラブ数	24	24	24
会員数	711 人	755 人	688 人

補 助 額	1クラブ当たり 180,000 円(上限)
平成 30 年度予算額	4,320 千円
費用の負担	全額市費負担

平成29年度 児童館および母と子の家利用状況(夜間貸館を含む)

(単位:人,日)

施設名	幼 児	小学生			中学生	高校生	計	1日平均	大学生	一 般	合 計	開館日数
		1~3年	4~6年	小 計								
児童センター	2,633	2,760	2,522	5,282	4,482	1,065	13,462	44	22	8,292	21,776	308
西部児童館	354	1,934	1,890	3,824	259	89	4,526	15	0	1,130	5,656	294
谷地頭児童館	389	1,863	2,566	4,429	168	88	5,074	17	0	2,115	7,189	294
東川児童館	446	1,384	1,305	2,689	163	3	3,301	11	0	2,068	5,369	294
高盛児童館	138	2,376	2,417	4,793	141	2	5,074	17	4	656	5,734	294
人見児童館	2,102	3,982	2,085	6,067	54	0	8,223	28	0	3,547	11,770	294
赤川児童館	1,127	8,536	10,438	18,974	923	134	21,158	72	24	5,780	26,962	294
鍛冶児童館	583	2,013	3,838	5,851	748	71	7,253	25	12	3,190	10,455	294
山の手児童館	1,092	3,398	3,917	7,315	1,303	198	9,908	34	0	3,661	13,569	294
桔梗児童館	2,610	9,172	6,552	15,724	1,025	61	19,420	66	0	5,972	25,392	294
亀田港児童館	615	15,284	6,577	21,861	1,031	62	23,569	80	42	2,719	26,330	294
美原児童館※	292	3,485	4,169	7,654	643	128	8,717	30	50	1,556	10,323	293
神山児童館※	2,076	3,681	3,932	7,613	452	197	10,338	36	19	3,773	14,130	291
上湯川児童館	666	2,062	2,017	4,079	171	1	4,917	17	60	1,387	6,364	294
日吉が丘児童館	392	4,240	1,518	5,758	574	129	6,853	23	16	1,152	8,021	294
深堀児童館	300	2,596	3,773	6,369	153	7	6,829	23	50	2,698	9,577	294
湯浜児童館	616	2,195	1,439	3,634	178	50	4,478	15	4	2,234	6,716	294
湯川児童館	484	1,051	1,052	2,103	155	13	2,755	9	0	1,303	4,058	294
旭岡児童館	474	4,345	5,971	10,316	1,443	165	12,398	42	0	2,700	15,098	294
中島児童館	282	3,009	979	3,988	134	11	4,415	15	7	1,005	5,427	294
宮前児童館	289	1,562	641	2,203	129	69	2,690	9	3	3,107	5,800	294
大川児童館	336	1,776	1,756	3,532	137	12	4,017	14	5	1,290	5,312	294
五稜児童館	1,041	3,332	1,770	5,102	367	2	6,512	22	31	1,825	8,368	294
本町児童館	298	1,252	428	1,680	28	2	2,008	7	0	1,115	3,123	294
富岡児童館	396	2,020	1,968	3,988	403	114	4,901	17	24	3,152	8,077	294
昭和児童館※	412	1,435	3,589	5,024	947	345	6,728	23	1	1,951	8,680	292
計	20,443	90,743	79,109	169,852	16,211	3,018	209,524	27	374	69,378	279,276	7,652
古川母と子の家	190	621	795	1,416	362	0	1,968	7	0	1,139	3,107	294
計	190	621	795	1,416	362	0	1,968	7	0	1,139	3,107	294
合 計	20,633	91,364	79,904	171,268	16,573	3,018	211,492	27	374	70,517	282,383	7,946
1日平均	70	310	272	582	56	10	719	-	1	240	960	-

※指定管理者制度導入

(単位:人)

区 分	幼 児	小学生			中学生	高校生	大学生 一 般	
		1~3年	4~6年	小 計				
平成26年度	1日平均利用者数	87	335	241	577	43	7	180
	1館あたり利用者数	3.2	12.4	8.9	21.4	1.6	0.3	6.7
平成27年度	1日平均利用者数	87	365	297	663	58	15	270
	1館あたり利用者数	3.2	13.5	11	24.6	2.1	0.6	10
平成28年度	1日平均利用者数	75	324	301	625	50	11	257
	1館あたり利用者数	2.8	12.0	11.1	23.1	1.9	0.4	9.5

保育所・幼稚園・認定こども園・放課後児童クラブ

1 保育所等利用状況

認可保育所は、保護者の就労や疾病等の事由により家庭で保育のできない保護者に代わって保育を行い、児童の心身の健全な発達を図る施設です。

平成30年4月1日現在の認可保育所は、公立保育所2か所、私立保育所10か所で、886人の児童を保育しています。

また、認可保育所の他に、幼稚園や認定こども園等にて5,576人の児童の教育・保育を行っています。

(1) 学齢前児童数

(単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
児 童 数	9,261	1,367	1,410	1,585	1,620	1,640	1,639

(2) 利用児童数(広域入所含む)

(単位:人)

区 分	総 数	0 歳	1 歳	2 歳	3 歳	4 歳	5 歳
認 可 保 育 所	886	63	126	164	182	178	173
季 節 保 育 所	8	0	1	4	2	0	1
認可外保育施設	53	4	5	15	12	7	10
事業所内保育施設	251	18	64	59	45	35	30
幼 稚 園	960	—	—	1	291	300	368
認定こども園(幼保連携型)	2号・3号 1,031 1号 917	62 0	181 0	228 0	177 277	184 331	199 309
認定こども園(幼稚園型)	2号・3号 173 1号 729	14 0	41 0	58 0	21 232	23 258	16 239
認定こども園(保育所型)	2号・3号 1,279 1号 175	84 0	223 0	293 0	225 54	236 57	218 64
計	6,462	245	641	822	1,518	1,609	1,627
学 齢 前 児 童 数 に 対 する 利 用 率 (%)	69.8%	17.9%	45.5%	51.9%	93.7%	98.1%	99.3%

(3) 保育所等の施設数および入所児童数の推移

(各年度4月1日現在)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
認定こども園(幼保連携型)	施設数	16か所	18か所	19か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	897人 687人	952人 948人	1,031人 917人
	定員	1,812人	2,172人	2,212人
	定員充足率	87.4%	87.5%	88.1%
認定こども園(幼稚園型)	施設数	7か所	6か所	7か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	158人 797人	148人 662人	173人 729人
	定員	1,237人	1,099人	1,180人
	定員充足率	77.2%	73.7%	76.4%
認定こども園(保育所型)	施設数	8か所	15か所	19か所
	入所児童数 (2号・3号) (1号)	653人 84人	1,089人 160人	1,279人 175人
	定員	770人	1,361人	1,626人
	定員充足率	95.7%	91.8%	89.4%
認可保育所	施設数	24か所	17か所	12か所
	入所児童数	1,781人	1,219人	886人
	定員	1,770人	1,260人	950人
	定員充足率	100.6%	96.7%	93.3%
幼稚園	施設数	14か所	13か所	11か所
	入所児童数	1,331人	1,033人	960人
	定員	1,760人	1,510人	1,280人
	定員充足率	75.6%	68.4%	75.0%
季節保育所	施設数	2か所	2か所	1か所
	入所児童数	20人	22人	8人
	定員	—	—	—
	定員充足率	—	—	—
認可外保育施設	施設数	5か所	4か所	5か所
	入所児童数	51人	42人	53人
	定員	76人	79人	92人
	定員充足率	67.1%	53.2%	57.6%
事業所内保育施設	施設数	16か所	16か所	17か所
	入所児童数	242人	238人	251人
	定員	—	—	—
	定員充足率	—	—	—

2 特別な保育の実施施設（平成30年度実施予定施設 ※市の委託事業および補助事業を記載）

施設名	延長保育					一時預かり		休日保育	病児保育	セ ン タ ー	支 援 育 て	地 域 子 育 て	保育所地域活動事業			
	保 育 の 延 長 時 間	30 分	1 時 間	2 時 間	3 時 間	一 般 型	幼 稚 園 型						交 流 世 代 間	育 児 講 座	と の 交 流	異 年 齢 児
公 立	函館市花園保育園	○		○							○					
	函館市湯浜保育園	○		○												
	認定こども園函館市つつじ保育園	○		○							○					
	小 計	3	0	3	0	0	-	-	0	0	2	-	-	-		
私 立	函館亀田港保育園						○				○	○				
	認定こども園函館石川保育園						○				○					
	認定こども園真宗寺保育園						○	○								
	函館福ちゃん保育園		○				○									○
	青い鳥保育園		○				○					○				
	駅前五稜郭保育園															
	なかよし保育園				○		○									
	神山保育園		○													○
	認定こども園つぐみ保育園		○				○	○								
	風の子保育園															
	あすなる保育園						○									
	おおぞら保育園															
	認定こども園旭岡保育園		○				○	○								
	認定こども園コバト保育園			○												
	つくしの子保育園		○				○						○	○		
	函館大谷短期大学附属港認定こども園						○					○				
	認定こども園函館美原保育園		○				○	○				○				
	認定こども園函館桔梗保育園			○			○	○				○				
	赤川認定こども園		○				○	○				○				
	認定こども園函館市松陰保育園				○		○	○								
	中央認定こども園			○			○	○	○			○				
	千才認定こども園		○				○	○								
	駒止認定こども園		○				○	○								
	亀田認定こども園			○			○	○								
	高盛認定こども園		○				○	○								
	谷地頭認定こども園		○				○	○								
	ゆりかご認定こども園		○				○	○								
	鍛冶さくら認定こども園		○				○	○				○				
	認定こども園杉の子保育園		○				○	○	○							
	認定こども園函館深堀保育園		○				○	○				○				
	函館認定こども園						○	○								
	人見認定こども園		○				○	○								
	認定こども園函館高砂保育園				○		○	○								
	いづみ認定こども園						○	○								
	認定 根崎こども園		○				○	○								
	認定こども園函館上湯川保育園		○				○	○								
	函館三育認定こども園				○		○	○								
	認定こども園うみの星保育園		○				○	○								
	つくし認定こども園		○				○	○								
	駒場認定こども園			○			○	○								
	函館大谷短期大学附属認定こども園						○	○								
	認定こども園函館ちとせ幼稚園						○	○								
	幼保連携型認定こども園						○	○								
	認定こども園 国の華幼稚園						○	○								
	認定こども園総合施設函館若葉幼稚園		○				○	○								
	認定こども園高丘幼稚園		○				○	○								
南かやべ認定こども園						○	○				○					
認定こども園太陽の子幼稚園																
認定こども園第二太陽の子幼稚園																
認定こども園函館ひかり幼稚園							○									
認定こども園龍谷幼稚園							○									
認定こども園花園大谷幼稚園							○									
認定こども園函館大谷幼稚園							○									
認定こども園ききょう幼稚園							○									
遺愛幼稚園							○	○								
遺愛旭岡幼稚園							○	○								
認定こども園函館藤幼稚園							○	○								
カトリック湯の川幼稚園							○	○								
元町白百合幼稚園							○	○								
函館短期大学付属幼稚園							○	○								
函館白百合学園幼稚園						○	○									
函館あおい幼稚園							○	○								
亀田ゆたか幼稚園							○	○								
函館めぐみ幼稚園							○	○								
函館短期大学つどの広場											○					
大森浜子育てサロン											○					
病児保育室「りんごっこ」(あんざいクリニック)									○							
私 立 計	0	23	5	4	0	33	46	2	1	11	3	2	1			
合 計	3	23	8	4	0	33	46	2	1	13	3	2	1			

(1) 特定教育・保育施設療育支援補助事業

事業開始 昭和 53 年度(旧障害児保育運営費補助事業)(平成 27 年度改正)
内 容 心身に軽度や中度の障がい有し、集団保育が可能な児童を受け入れ、健常児と一緒に保育を行っている認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	18	15	14
利用延人数	463 人	311 人	276 人

平成 30 年度予算額 28,560 千円

費用の負担 認定こども園(幼稚園型)2号, 3号および認定こども園(保育所型)1号のみ補助基本額の3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があり, その他は全額市費負担

(2) 保育所地域活動事業運営費補助金

事業開始 平成 2 年度
内 容 地域住民の多様化する保育需要に対応するため、保育所が有する専門的機能を活用した各種事業を行っている認可保育所に運営費を補助します。

実施状況 (単位:か所)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
老人福祉施設訪問等世代間交流	18	15	9
保護者への育児講座	1	1	2
異年齢児との交流	11	8	4
計	30	24	15

平成 30 年度予算額 1,500 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 一時預かり事業運営費補助事業

事業開始 平成 3 年度(平成 27 年度改正)
内 容 保護者の就労や疾病, 入院等のほか, 育児に伴う心理的・身体的負担を解消するためなど, 一時的に保育を必要とする児童を受け入れる認可保育所, 幼稚園および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況 (単位:人)

区 分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延人数	一般型	11,776	9,537	11,497
	幼稚園型	75,697	143,624	165,460

平成 30 年度予算額 159,867 千円

費用の負担 補助基本額3分の2(国1/3, 道1/3)の補助があります。

(4) 地域子育て支援センター事業(再掲)

P.22 に掲載

(5) 延長保育運営費補助事業

事業開始 平成 2 年度(平成 27 年度改正)
内 容 保護者の就労形態の多様化等に対応するため、通常の利用時間以外の時間において、引き続き保育を実施する認可保育所および認定こども園に運営費を補助します。

実施状況 (単位:か所)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
30 分延長	15	20	20
1 時間延長	10	6	5
2 時間延長	4	4	5
3 時間延長	0	1	0
4 時間延長	1	0	0
計	30	31	30

平成 30 年度予算額 28,402 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(6) 休日保育事業

事業開始 平成 7 年度
内 容 日曜日、祝日等の休日において、保護者の就労等により日中保育することができないと認められた場合に、児童を保育します。

実施状況 (単位:人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延人数	1,533	1,557	1,471

費用の負担 施設型給付費として 4 分の 3(国 1/2, 道 1/4)の補助があります。

(7) 病児保育事業

事業開始 平成 24 年度(平成 27 年度改正)
内 容 仕事等で病気の生後 6 か月から小学 6 年生までの児童を自宅で保育できないときに、一時的に保育する病院等に運営費を補助します。
利用料 日額 2,000 円(減免制度あり, 他に給食費実費)

実施状況 (単位:人)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用延人数	410	352	421

平成 30 年度予算額 11,398 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(8) 実費徴収に係る補足給付事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 子ども・子育て支援法に規定する支給認定保護者のうち、生活保護世帯の保護者に対し、認可保育所、幼稚園および認定こども園において、支払うべき給食費(副食材料費)、教材費・行事費等の一部を補助します。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	7	5	3
延人数	152 人	107 人	107 人

平成 30 年度予算額 174 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

3 平成30年度利用者負担額(保育料)基準額表

(1)1号認定

(単位:円/月)

階層区分			利用者負担額	
	扶養児童数2人以下	扶養児童数3人以上		
第1階層	生活保護世帯または支援給付世帯		0	
第2階層	市町村民税が課税されていない世帯または均等割額のみ課税されている世帯		3,000 (0)	
第3階層		77,100円以下	34,500円以下	10,100 (3,000)
第4階層	市町村民税所得割額が課税されている世帯	77,101円以上	34,501円以上	16,300
		211,200円以下	171,600円以下	
第5階層		211,201円以上	171,601円以上	21,500

- 利用者負担額は、保護者の市町村民税額(4月分から8月分は前年度, 9月分から翌3月分は当該年度)により決定します。利用者負担額算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。
- 世帯の扶養児童数は、4月分から8月分は前年度, 9月分から翌3月分までは当該年度の市町村民税における19歳未満の扶養親族数ですので、現在の扶養状況と異なる場合があります。
- 扶養児童数が3人以上の場合は、次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。
 - 年少扶養控除等の算出額
扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。
 - 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円以下の方
16歳未満の扶養親族の数 × 21,300円 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 11,100円
 - 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が200万円を超える方
16歳未満の扶養親族の数 × 19,800円 16歳以上19歳未満の扶養親族の数 × 7,200円
(上記「合計課税所得金額」は、16歳未満扶養親族の数×33万円, 16歳以上19歳未満扶養親族の数×12万円控除後の金額となります。
 - 階層の算定方法
上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が利用者負担額算定の税額となり、この額をもって上表の基準額表から階層を算定します。
- 階層区分の第1階層に該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。
- 生計を一にする子ども(年齢は問いません。)が2人以上いる世帯で、階層区分が第2階層の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上表の利用者負担額の上段の額の全額、第2子以降は無料となり、第3階層の場合は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上段の額の全額、第2子は半額、第3子以降は無料となります。
なお、階層区分が第2, 第3階層で、ひとり親世帯または障がい児(者)のいる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第1子が上表の利用者負担額の〈 〉内の額、第2子以降は無料となります。(生計を一にする子どもの第1子の年齢は問いません。)
◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。
- 階層区分が第4, 第5階層で、同一世帯に小学校3年生以下の子どもの(小学校就学前子どもの場合は、幼稚園, 認可保育所, 認定こども園, 地域型保育事業, 特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍, または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している子ども)が2人以上いる世帯は、これらの子どものうち年齢の高い子どもから数えて第2子が上表の利用者負担額の半額、第3子以降は無料となります。

階層区分			多子 カウント 判定階層		保育料(標準時間)		保育料(短時間)	
	扶養児童数2人以下	扶養児童数3人以上			3歳	4歳以上	3歳	4歳以上
A	生活保護世帯または支援給付世帯		—		0	0	0	0
B	市町村民税が課税されていない世帯		—		0	0	0	0
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯		ア	イ	5,300	5,300	5,100	5,100
					<2,650>	<2,650>	<2,550>	<2,550>
C2	24,300円未満	3,000円未満	ア	イ	9,600	9,600	9,400	9,400
					<4,800>	<4,800>	<4,700>	<4,700>
C3	24,300円以上 48,600円未満	3,000円以上 6,000円未満	ア	イ	13,900	13,900	13,600	13,600
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
D1	48,600円以上 53,100円未満	6,000円以上 10,500円未満	ア	イ	17,500	17,500	17,100	17,100
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
D2	53,100円以上 57,700円未満	10,500円以上 15,100円未満	ア	イ	19,000	19,000	18,600	18,600
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
	57,700円以上 62,100円未満	15,100円以上 19,500円未満	ウ	イ	19,000	19,000	18,600	18,600
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
D3	62,100円以上 77,101円未満	19,500円以上 34,501円未満	ウ	イ	22,300	22,300	21,900	21,900
					<6,000>	<6,000>	<6,000>	<6,000>
	77,101円以上 80,600円未満	34,501円以上 38,000円未満	ウ		22,300	22,300	21,900	21,900
D4	80,600円以上 98,600円未満	38,000円以上 56,000円未満	ウ		25,600	25,600	25,200	25,200
D5	98,600円以上 116,600円未満	56,000円以上 74,000円未満	ウ		30,000	28,900	29,400	28,300
D6	116,600円以上 134,600円未満	74,000円以上 92,000円未満	ウ		33,500	31,500	32,900	30,900
D7	134,600円以上 158,200円未満	92,000円以上 115,600円未満	ウ		37,100	34,000	36,500	33,400
D8	158,200円以上 171,900円未満	115,600円以上 129,300円未満	ウ		40,600	36,600	40,000	36,000
D9	171,900円以上 294,900円未満	129,300円以上 255,300円未満	ウ		41,300	36,600	40,400	36,000
D10	294,900円以上 366,900円未満	255,300円以上 327,300円未満	ウ		41,900	36,600	41,000	36,000
D11	366,900円以上 416,400円未満	327,300円以上 376,800円未満	ウ		42,600	36,600	41,700	36,000
D12	416,400円以上 456,600円未満	376,800円以上 417,000円未満	ウ					
D13	456,600円以上 491,700円未満	417,000円以上 452,100円未満	ウ					
D14	491,700円以上 523,800円未満	452,100円以上 484,200円未満	ウ					
D15	523,800円以上 556,800円未満	484,200円以上 517,200円未満	ウ					
D16	556,800円以上 589,800円未満	517,200円以上 550,200円未満	ウ					
D17	589,800円以上	550,200円以上	ウ					

- 1 児童の満年齢は、平成 30 年 3 月 31 日時点の満年齢です。
年度内に満 3 歳に到達したお子さんは 2 号認定となりますが、年度中の保育料は 3 歳未満の保育料となります。
- 2 保育料は、保護者の市町村民税額(4 月分から 8 月分は前年度, 9 月分から翌 3 月分は当該年度)により決定します。
保育料算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。
- 3 世帯の扶養児童数は、4 月分から 8 月分は前年度, 9 月分から翌 3 月分までは当該年度の市町村民税における 19 歳未満の扶養親族数ですので、現在の扶養状況と異なる場合があります。
- 4 扶養児童数が 3 人以上の場合は、次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。

(1) 年少扶養控除等の算出額

扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。

- ① 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が 200 万円以下の方
16 歳未満の扶養親族の数 × 21,300 円 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 11,100 円
- ② 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が 200 万円を超える方
16 歳未満の扶養親族の数 × 19,800 円 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 7,200 円
(上記「合計課税所得金額」は、16 歳未満扶養親族の数×33 万円, 16 歳以上 19 歳未満扶養親族の数×12 万円控除後の金額となります。)

(2) 階層の算定方法

上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が保育料算定の税額となります。

この額をもって左表の基準額表から階層を算定します。

<p>【例】 16 歳未満の子どもを 3 人扶養し、合計課税所得金額が 250 万円、市町村民税所得割額が 150,000 円の方</p> <p>[合計課税所得金額] 2,500,000 円 - (330,000 円 × 3 人) = 1,510,000 円 → 200 万円以下</p> <p>[控除額] 16 歳未満の扶養親族 3 人 × 21,300 円 = 63,900 円</p> <p>[基準額] 市町村民税所得割額 150,000 円 - 63,900 円 = 86,100 円</p> <p>[階層] D6</p>

- 5 階層区分のAに該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。
- 6 多子カウント判定階層が「ア」で生計を一にする子ども(年齢は問いません。)が 2 人以上いる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第 1 子が左表の保育料の上段の額の全額, 第 2 子は半額, 第 3 子以降は無料となります。
なお、多子カウント判定階層が「イ」で、ひとり親世帯または障がい児(者)のいる世帯の場合は、年齢の高い子どもから数えて第 1 子が左表の保育料の()内の額, 第 2 子以降は無料となります。(生計を一にする子どもの第 1 子の年齢は問いません。)
◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。
- 7 多子カウント判定階層が「ウ」で、同一世帯に認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子どもが 2 人以上いる場合の保育料は、これらの子どもを兄弟姉妹として含めた年齢の高い順に左表の保育料の全額・半額・無料となります。

(3)2号・3号認定(扶養児童が3歳未満の場合)

(単位:円/月)

階層区分			多子 カウント 判定階層		保育料(標準時間)		
	扶養児童数2人以下	扶養児童数3人以上			3歳未満		
A	生活保護世帯または支援給付世帯		—		0	0	
B	市町村民税が課税されていない世帯		—		0	0	
C1	市町村民税均等割のみ課税されている世帯		ア	イ	7,800 (3,900)	7,600 (3,800)	
C2	市 町 村 民 税 所 得 割 額 が 課 税 さ れ て い る 世 帯	24,300円未満	3,000円未満	ア	イ	12,300 (6,150)	12,100 (6,050)
C3		24,300円以上 48,600円未満	3,000円以上 6,000円未満	ア	イ	16,700 (7,850)	16,400 (7,700)
D1		48,600円以上 53,100円未満	6,000円以上 10,500円未満	ア	イ	20,400 (9,000)	20,000 (9,000)
D2		53,100円以上 62,100円未満	10,500円以上 19,500円未満	ア	イ	21,800 (9,000)	21,400 (9,000)
D3		62,100円以上 77,101円未満	19,500円以上 34,501円未満	ア	イ	25,100 (9,000)	24,700 (9,000)
		77,101円以上 80,600円未満	34,501円以上 38,000円未満	ア		25,100	24,700
D4		80,600円以上 98,600円未満	38,000円以上 56,000円未満	ア		28,500	28,100
D5		98,600円以上 116,600円未満	56,000円以上 74,000円未満	ア		32,900	32,300
D6		116,600円以上 134,600円未満	74,000円以上 92,000円未満	ア		36,400	35,800
D7		134,600円以上 158,200円未満	92,000円以上 115,600円未満	ア		40,000	39,400
D8		158,200円以上 169,000円未満	115,600円以上 126,400円未満	ア		43,600	43,000
		169,000円以上 171,900円未満	126,400円以上 129,300円未満	ウ		43,600	43,000
D9		171,900円以上 294,900円未満	129,300円以上 255,300円未満	ウ		47,600	46,700
D10		294,900円以上 366,900円未満	255,300円以上 327,300円未満	ウ		51,700	50,800
D11		366,900円以上 416,400円未満	327,300円以上 376,800円未満	ウ		55,800	54,900
D12		416,400円以上 456,600円未満	376,800円以上 417,000円未満	ウ		59,700	58,500
D13		456,600円以上 491,700円未満	417,000円以上 452,100円未満	ウ		64,400	63,200
D14	491,700円以上 523,800円未満	452,100円以上 484,200円未満	ウ		69,000	67,800	
D15	523,800円以上 556,800円未満	484,200円以上 517,200円未満	ウ		73,700	72,100	
D16	556,800円以上 589,800円未満	517,200円以上 550,200円未満	ウ		78,400	76,800	
D17	589,800円以上	550,200円以上	ウ		86,200	84,600	

- 1 児童の満年齢は、平成 30 年 3 月 31 日時点の満年齢です。
年度内に満 3 歳に到達したお子さんは 2 号認定となりますが、年度中の保育料は 3 歳未満の保育料となります。
- 2 保育料は、保護者の市町村民税額(4 月分から 8 月分は前年度, 9 月分から翌 3 月分は当該年度)により決定します。
保育料算定の際、市町村民税所得割額を計算する場合には、調整控除を除く住宅借入金等特別税額控除等の税額控除は適用されません。
- 3 世帯の扶養児童数は、4 月分から 8 月分は前年度, 9 月分から翌 3 月分までは当該年度の市町村民税における 19 歳未満の扶養親族数ですので、現在の扶養状況と異なる場合があります。
- 4 扶養児童数が 3 人以上の場合は、次の計算方法で算定した保護者の市町村民税所得割額の合算により階層を算定します。
 - (1) 年少扶養控除等の算出額
扶養している児童について次の算定によって控除額を算出します。
 - ① 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が 200 万円以下の方
16 歳未満の扶養親族の数 × 21,300 円 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 11,100 円
 - ② 年少扶養控除等を適用した個人の「合計課税所得金額」が 200 万円を超える方
16 歳未満の扶養親族の数 × 19,800 円 16 歳以上 19 歳未満の扶養親族の数 × 7,200 円
(上記「合計課税所得金額」は、16 歳未満扶養親族の数×33 万円, 16 歳以上 19 歳未満扶養親族の数×12 万円控除後の金額となります。)
 - (2) 階層の算定方法
上記(1)によって算出した控除額を保護者の個人市町村民税所得割額から控除した額が保育料算定の税額となります。
この額をもって左表の基準額表から階層を算定します。

【例】 16 歳未満の子どもを 3 人扶養し、合計課税所得金額が 250 万円、市町村民税所得割額が 150,000 円の方
 [合計課税所得金額] 2,500,000 円 - (330,000 円 × 3 人) = 1,510,000 円 → 200 万円以下
 [控除額] 16 歳未満の扶養親族 3 人 × 21,300 円 = 63,900 円
 [基準額] 市町村民税所得割額 150,000 円 - 63,900 円 = 86,100 円
 [階層] D6
- 5 階層区分の A に該当する世帯は、生活保護受給世帯または中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律に規定する支援給付を受給している世帯となります。
- 6 多子カウント判定階層が「ア」で生計を一にする子ども(年齢は問いません。)が 2 人以上いる世帯は、年齢の高い子どもから数えて第 1 子が左表の保育料の額()がある場合は上段の額の全額、第 2 子以降は無料となります。
 なお、多子カウント判定階層が「イ」で、ひとり親世帯または障がい児(者)のいる世帯の場合は、年齢の高い子どもから数えて第 1 子が左表の保育料の()内の額、第 2 子以降は無料となります。(生計を一にする子どもの第 1 子の年齢は問いません。)
 ◆ 「生計を一にする子ども」が別居している場合は、生計を一にしていること(仕送りをしている等)を記載した申立書の提出が必要となります。なお、「生計を一にする子ども」が函館市外に居住している場合は、支給認定保護者またはその配偶者の子どもであることが確認できる書類(戸籍謄本等)も必要となります。
- 7 多子カウント判定階層が「ウ」で、同一世帯に認可保育所、幼稚園、認定こども園、地域型保育事業、特別支援学校の幼稚部もしくは情緒障害児短期治療施設の通所部に在籍、または児童発達支援もしくは医療型児童発達支援を利用している小学校就学前の子どもが 2 人以上いる場合の保育料は、これらの子どもを兄弟姉妹として含めた年齢の高い順に左表の保育料の全額・半額・無料となります。

4 私立特定教育・保育施設に対する助成

(1) 質向上事業給付金

事業開始 平成 27 年度

内 容 私立の特定教育・保育施設において、特色のある教育・保育を実践するため、多様な教育・保育サービスを提供するための費用の一部を給付金として支給します。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	41	39	38
給付金額	73,825 千円	50,685 千円	49,399 千円

平成 30 年度予算額 50,157 千円

費用の負担 全額市費負担

5 認可外保育施設に対する助成

(1) 季節保育所整備費補助事業

事業開始 昭和 38 年度

内 容 銭亀沢地区に設置している季節保育所(4月～12月)に対して、整備(改修, 補修等)を行う場合に整備費の2分の1以内を補助します。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
保育所数	0	0	0
補助金額	0 千円	0 千円	0 千円

平成 30 年度予算額 なし

費用の負担 全額市費負担

(2) 低年齢児保育対策事業

事業開始 平成 10 年度

内 容 女性の社会進出の増大や就労形態の多様化に伴い、低年齢児の保育ニーズが高まっていることから、認可外保育施設に入所する低年齢児の福祉向上を図ります。

補助状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	4	3	3
補給金額	9,020 千円	6,765 千円	5,450 千円

平成 30 年度予算額 6,765 千円

費用の負担 全額市費負担

6 児童福祉施設に対する助成

(1) 児童福祉施設産休等代替職員費補助事業

事業開始 平成 17 年度

内 容 児童福祉施設の保育士等職員が出産または傷病のため、長期休暇を必要とし、代替職員を任用した場合の所要経費を補助し、職員の母体の保護または専心療養の保障を図るとともに、施設における児童の処遇を確保する。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
申請件数	13	9	5
補助金額	4,867 千円	2,694 千円	1,900 千円

平成 30 年度予算額 4,197 千円

費用の負担 全額市費負担

7 幼稚園

(1) 私立幼稚園への助成

私立学校運営助成費補助金(詳細は P78 に掲載)

(2) 私立幼稚園就園奨励制度

事業開始 昭和 47 年度

内 容 幼稚園教育の普及充実に図るための一環として、幼稚園に通園する 3 歳児～5 歳児の保護者に対し、入園料および保育料を減免するものです。

補助限度額 市民税課税額等および兄妹の状況により決定します。

第1子 62,200 円～308,000 円

第2子 154,000 円～308,000 円

第3子以降 308,000 円

年度	年齢区分	保育料等減免措置対象児数(人)						減免金額または 交付金(円)
		第Ⅰ階層	第Ⅱ階層	第Ⅲ階層	第Ⅳ階層	Ⅰ～Ⅳ 以外の 世帯	計	
		生活保護世帯	市民税課税・ 所得割非課税 世帯	所得割 77,101円以下 の世帯	所得割 211,200円以下 の世帯			
平成 27 年度	5歳児	2	72	89	275	30	468	174,180,700
	4歳児	1	39	69	273	28	410	
	3歳児	1	38	72	232	40	383	
	満3歳児	1	7	15	66	8	97	
	計	5	156	245	846	106	1,358	
平成 28 年度	5歳児	0	12	33	114	8	167	66,528,500
	4歳児	0	13	37	115	7	172	
	3歳児	0	9	26	103	4	142	
	満3歳児	0	3	4	16	3	26	
	計	0	37	100	348	22	507	
平成 29 年度	5歳児	0	10	29	70	5	114	43,516,300
	4歳児	0	9	24	69	5	107	
	3歳児	0	9	14	64	6	93	
	満3歳児	0	0	2	5	1	8	
	計	0	28	69	208	17	322	

※第Ⅲ階層、第Ⅳ階層の所得割額についてはモデル世帯〔夫婦片働き、年少扶養親族2人で、年収約360万円(第Ⅲ階層)、年収約680万円(第Ⅳ階層)〕の場合の基準額です。世帯の状況により、金額が変わります。

平成 30 年度予算額 252 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 1 以内の国庫補助があります。

8 地域放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の概要

(1) 放課後児童健全育成事業

事業開始 平成 11 年度

利用状況 放課後児童クラブとは、保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、家庭に代わる生活の場を提供し、適切な遊びや指導を通して、その健全な育成を図ることを目的とし、父母会や NPO 法人などの団体に事業を委託し、運営しております。

平成 30 年 4 月 1 日現在の放課後児童クラブは、58 か所で、2,265 人の児童が利用しています。

学年別入所児童数 (平成 30 年 4 月 1 日現在) (単位:人)

区 分	総 数	1年生	2年生	3年生	4年生	5年生	6年生
児童数	2,265 (63)	587 (8)	542 (11)	415 (10)	350 (9)	221 (16)	150 (9)

※ ()は、障がいがある児童の内数

推 移

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
施設数	49	54	56
入所児童数	1,782	1,967	2,145

平成 30 年度予算額 642,896 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

(2) 学童保育施設整備事業

事業開始 平成 15 年度

内 容 「函館市における放課後児童健全育成事業の基本的なあり方」に基づき、公共施設(学校内余裕教室等)の活用を推進します。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
整備施設数	0	2	0

平成 30 年度予算額 21,671 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

平成30年度 校区別放課後児童クラブ開設状況

(平成30年4月現在)

No.	小学校名	校区内の放課後児童クラブ	
		名称	実施場所
1	弥生小学校	共同学童保育所ちびっ子クラブ	学校併設
2	青柳小学校	学童保育所来夢	余裕教室
		学童クラブひのてん	民家等
3	あさひ小学校	共同学童保育所どんぐりクラブ	民家等
4	北星小学校	学童保育所こぼとクラブ	余裕教室
5	八幡小学校	共同学童保育所第1風の子クラブ	民家等
		共同学童保育所第2風の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育所第3風の子クラブ	民家等
6	港小学校	学童保育所たんぼぼクラブ	児童館
		学童保育所第二たんぼぼクラブ	民家等
7	高盛小学校	高盛学童保育所あかねキッズクラブ	余裕教室
8	千代ヶ岱小学校	学童保育所にっこにこクラブ	余裕教室
9	中島小学校	共同学童保育所たけのこクラブ	余裕教室
10	千代田小学校	国の華幼稚園キリンクラブ	幼稚園
11	柏野小学校	学童保育所わんぱくクラブ	民家等
12	金堀小学校	あおぞら共同学童保育所	民家等
13	駒場小学校	学童保育所ぼうげんクラブ	余裕教室
		学童保育所乃木ぼうげんクラブ	民間専用施設
14	深堀小学校	学童保育所スマイルキッズクラブ	民間専用施設
		学童保育所スマイルキッズクラブⅡ	民間専用施設
15	日吉が丘小学校	日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉	余裕教室
		日吉が丘学童保育所あかねキッズクラブ日吉第2	余裕教室
16	北日吉小学校	共同学童保育所ポプラクラブ	余裕教室
		学童保育所日吉クラブ	民家等
17	湯川小学校	湯川共同学童保育所はらっぱクラブ	民家等
18	高丘小学校	高丘幼稚園学童クラブスピリッツ	幼稚園
19	上湯川小学校	学童保育所すずらんクラブ	余裕教室
20	旭岡小学校	学童保育所にじのはなクラブ	民家等
21	東小学校	共同学童保育所キティーズクラブ	余裕教室
22	桔梗小学校	共同学童保育所ききょうクラブ第一	民家等
		共同学童保育所ききょうクラブ第二	民家等
		アフタースクールライラック	幼稚園
		学童保育所いちばん星クラブいちばん	民間専用施設
		学童保育所いちばん星クラブほし	民間専用施設
23	中の沢小学校	共同学童クラブ宝島	児童館
		学童アライブ	幼稚園
24	北昭和小学校	学童保育所森の聖	民家等
		学童保育所森のきのこ	民家等
25	昭和小学校	共同学童保育所昭和ありんこクラブ	民家等
		共同学童保育所昭和ありんこクラブ1丁目	民家等
26	亀田小学校	チャイルドケアスコレー	民家等
		共同学童保育所亀田ありんこクラブ	余裕教室
		放課後児童クラブらるご	余裕教室
27	中央小学校	美原共同学童保育所どじょっ子クラブ	余裕教室
28	北美原小学校	共同学童保育所元気クラブ	児童館
		学童保育所北美原たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第2たいようクラブ	民家等
		学童保育所北美原第3たいようクラブ	民家等
		学童保育 楽	民家等
29	鍛神小学校	学童保育所「ひかりのおくりものいっ稚」	民間専用施設
		共同学童保育海の子クラブ	余裕教室
		共同学童保育海の子クラブ第2	余裕教室
30	神山小学校	学童保育所地蔵っ子クラブ	民間専用施設
		学童保育所第二地蔵っ子クラブ	民間専用施設
31	東山小学校	学童保育所おひさまいろクラブ	民家等
		学童保育所第二おひさまいろクラブ	民家等
32	本通小学校	共同学童保育所本通クラブ	民家等
33	南本通小学校	花園学童クラブ	民家等
合計			58か所

青少年健全育成

1 放課後子ども教室推進事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 放課後に小学校の余裕教室等を活用した安心・安全な子どもの活動場所を設け、地域の方々の参画を得て、遊びや体験活動などを実施します。

開催状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
開催回数	290 回	361 回	365 回
延参加児童数	10,958 人	12,246 人	12,638 人

平成 30 年度予算額 4,611 千円

費用の負担 補助対象額の 3 分の 1 の国庫負担があります。

2 街頭補導活動

事業開始 昭和 34 年

内 容 青少年の非行を未然に防止し、早期に適切な指導を行うため、育成補導員および少年補導委員が、カラオケボックス、ゲームセンターなどを巡回します。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
補導	67 人	73 人	49 人
注意	703 人	420 人	469 人

平成 30 年度予算額 994 千円

費用の負担 全額市費負担

3 有害図書等販売状況一斉立入調査

内 容 北海道青少年健全育成条例に基づき、書店やカラオケボックス等への一斉立入調査を 7 月または 11 月に実施し、青少年の健全育成の立場から店主等への指導および協力依頼を行います。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
調査件数	39 件	15 件	21 件

4 地域子ども交歓会

内 容 少年野球等の交歓会に対して賞状を交付し、地域相互の友情と健康で明るい子どもの育成を図ります。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
交付交歓会	2 件	2 件	2 件
賞状	16 枚	16 枚	16 枚

平成 30 年度予算額 1 千円

費用の負担 全額市費負担

5 青少年育成フォーラム

事業開始 昭和 58 年度

内 容 青少年の健全育成を図るため、保護観察所、渡島総合振興局、函館地区保護司会との共催によりフォーラムを開催するもので、内閣総理大臣や北海道知事のメッセージ伝達や少年の主張渡島地区大会入賞者の発表などを行います。

平成 30 年度予算額 市の経費負担はありません。

6 青少年活動表彰

事業開始 昭和 46 年度

内 容 青少年活動に顕著な功績のあった方や他の模範となる行いをした方などを表彰し、青少年の健全育成を推進します。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
青少年育成功労賞	3 人 2 団体	6 人	8 人
勤労青少年サークル育成指導賞	1 人	該当なし	1 人
ジュニア活動賞	5 人 3 団体	3 人 1 団体	1 人
青少年活動貢献賞	1 人	該当なし	該当なし

平成 30 年度予算額 97 千円

費用の負担 全額市費負担

7 はこだてキッズタウン

事業開始 平成 22 年度
内 容 ボランティアによる出展企業等の協力のもとで、子どもたちが様々な職業体験を行うとともに、その就労体験で得た疑似通貨による消費体験を行います。

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
募集人数	500 人	500 人	500 人
出展(体験)数	26	26	27

平成 30 年度予算額 450 千円

費用の負担 実行委員会負担金として経費の一部を負担しています。

8 青少年自立支援事業

事業開始 平成 24 年度
内 容 自立援助ホームの入所者の就労および自立を促進するため、自立援助ホーム入所者が普通自動車運転免許を取得する際の経済的な支援を図ります。

平成 30 年度予算額 100 千円

費用の負担 全額市費負担

9 子ども会議

事業開始 平成29年度
内 容 子ども条例に基づき子どもが意見を表明し、社会参加する場として「子ども会議」を開催します。

日 時 平成30年7月30日(月), 8月2日(木), 7日(火)

※7日(火)は「意見報告会」開催

会 場 函館アリーナ多目的会議室

対 象 市内在住または在学している小学5年生から中学3年生までの子ども
(平成 29 年度対象者 市内在住または在学している 10 歳～17 歳)

募集人数 20 名(平成 29 年度 参加人数 10 名)

平成 30 年度予算額 344 千円

費用の負担 全額市費負担

各種手当・助成

1 各種手当制度

(1) 遺児手当

事業開始 昭和 48 年 12 月 1 日 (平成 8 年 4 月 改正)
 内 容 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある, 父および母を失った遺児または不慮の事故, 災害により父母のいずれかを失った遺児の養育者に手当を支給します。

手当月額 父および母を失った遺児1人につき
 ① 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 3,000 円
 ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで(①を除く。)5,000 円
 不慮の事故または災害により父母のいずれかを失った遺児1人につき
 ② 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで 1,500 円
 ② 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで(①を除く。)2,500 円

支給状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

区 分		平成28年度	平成29年度	平成30年度
受給者数	父母を失った者	8	7	7
	父母のいずれかを失った者	16	16	14
対象遺児数	父母を失った者	①	6	6
		②	6	4
	父母のいずれかを失った者	①	21	20
		②	7	6

注)①, ②は手当月額欄を参照

平成 30 年度予算額 1,188 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 児童手当

事業開始 昭和 47 年1月1日
 内 容 <児童手当> 中学校修了前(15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日まで)の児童を養育している方に手当を支給します。なお, 平成 24 年 6 月分以降に, 一定の所得要件を満たす方に支給します。
 <特例給付> 平成 24 年 6 月分以降の児童手当の受給者で, 所得制限により児童手当を受給できない方に支給します。
 (当面の間の特例措置です。)

手当月額 3 歳未満 15,000 円
 3 歳以上小学校修了前第 1 子および第 2 子 10,000 円
 3 歳以上小学校修了前第 3 子以上 15,000 円
 小学校修了後中学校修了まで 10,000 円
 特例給付 5,000 円

支給状況 (各年度4月1日現在 単位:人)

区 分	平成28年度		平成29年度		平成30年度	
	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付	児童手当	特例給付
受給者数	15,253	549	14,801	539	14,399	536
対象児童数	24,022	904	23,299	867	22,686	858

平成 30 年度予算額 3,063,390 千円

費用負担割合

区 分		国	道	市
3歳未満	被用者	37/45	4/45	4/45
	非被用者	4/6	1/6	1/6
3歳以上	第1子,第2子	4/6	1/6	1/6
小学校修了前	第3子以降	4/6	1/6	1/6
中学生		4/6	1/6	1/6
特定施設等入所児童		4/6	1/6	1/6

(3) 児童扶養手当

事業開始 昭和 37 年1月1日
内 容 父または母がいない(離婚, 死亡等のほか父または母が精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合, 生死不明, 遺棄, 拘禁等を含む。)または父母ともいない 18 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までの間にある(精神や身体に国の定める程度の障がいがある場合は 20 歳未満の)児童の養育者に対し手当を支給することにより, その生活の安定を図ります。

手当月額 児童 1 人の場合 10,030 円～42,500 円
児童 2 人目加算額 5,020 円～10,040 円
児童 3 人目以降加算額 3,010 円～6,020 円

※ 手当月額は所得金額によって異なります。

支給状況 (各年度 4 月 1 日現在 単位:人)

区 分	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
受給者数	4,121	3,998	3,823
対象児童数	5,912	5,494	5,466

平成 30 年度予算額 1,819,280 千円

費用の負担 負担対象額の 3 分の 1 の国庫負担があります。

2 各種助成制度

(1) 子ども医療費助成

事業開始 昭和 48 年 6 月 1 日
 内 容 満 15 歳に達する日以後の最初の 3 月 31 日までのお子さんが、医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。
 ※保険診療による自己負担額から一部負担金(医療費の 1 割または初診時一部負担金)を除いた額。

(※所得制限有り:児童手当法に準拠)

助成方法 渡島管内の医療機関:現物給付

その他:現金給付

医療費の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者(年間平均:人)	22,495	22,059	21,523
受診件数(年間)	311,884	317,868	305,588
1人当たり(件)	13.9	14.4	14.2
助成費(年間)	504,936,683	504,496,140	484,251,162
1人当たり(円)	22,447	22,870	22,499
1件当たり(円)	1,619	1,587	1,585

平成24年4月より助成対象年齢を拡大(小学校卒業→中学校卒業まで)

平成 30 年度予算額 521,730 千円

費用の負担 支出予定総額の一部に道補助があります。

(2) ひとり親家庭等医療費助成

事業開始 昭和 48 年 9 月 1 日
 内 容 20 歳未満の子とひとり親家庭の母または父が医療機関で診療を受けたときの保険診療に係わる医療費を助成します。

※保険診療による自己負担額から一部負担金(医療費の 1 割または初診時一部負担金)を除いた額。ただし、母または父は入院および訪問看護のみ助成。

(※所得制限有り:児童扶養手当法に準拠)

助成方法 北海道内の医療機関:現物給付

その他:現金給付

医療費の推移

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受給者(年間平均:人)	9,178	9,050	8,667
受診件数(年間)	58,700	60,587	56,331
1人当たり(件)	6.4	6.7	6.5
助成費(年間)	143,225,408	138,829,391	130,087,916
1人当たり(円)	15,605	15,340	15,010
1件当たり(円)	2,440	2,291	2,309

平成 30 年度予算額 153,943 千円

費用の負担 支出予定総額の一部に道補助があります。

ひとり親家庭に対する支援

1 ひとり親家庭に対する支援策

(1) 母子・父子相談

事業開始 昭和 28 年度

内 容 母子家庭・父子家庭や寡婦の方の各種の相談に応じるため、母子・父子自立支援・女性相談室を設け、母子・父子自立支援員(嘱託 4 人)を配置しています。

設置場所 福祉事務所子育て支援課内、福祉事務所亀田福祉課内

相談状況 (単位:件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
生活一般	440 (8)	423 (19)	517 (10)
うちDV関係	12 (0)	5 (1)	14 (0)
児 童	236 (7)	170 (5)	192 (6)
生活援護	1,315 (22)	1,203 (32)	1,152 (40)
そ の 他	72 (0)	83 (0)	76 (0)
計	2,063 (37)	1,879 (56)	1,937 (56)

※()内は総数のうち父子相談の件数

平成 30 年度予算額 199 千円(人件費は除く)

費用の負担 全額市費負担

(2) 母子・父子・寡婦福祉資金貸付金

事業開始 母子福祉資金 昭和 39 年 7 月 1 日, 寡婦福祉資金 昭和 44 年 11 月 1 日

※中核市移行により北海道から移管(平成 17 年 10 月)

父子福祉資金 平成 26 年 10 月 1 日

内 容 母子家庭および父子家庭ならびに寡婦家庭の生活の安定と経済的自立更生を図るため、必要な各種資金の貸付をします。

平成 30 年度予算額 151,262 千円

費用の負担 全額市費負担

貸付金の種類(平成30年度)

(平成30年4月1日現在)

貸付金の種類	貸付対象者	貸付金の貸付限度額		据置期間	償還期間	利子
事業開始資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦 母子・父子福祉団体	2,850,000円以内 (団体4,290,000円以内)		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 7年以内	無利子 ※1
事業継続資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦 母子・父子福祉団体	1,430,000円以内 (団体1,430,000円以内)		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 7年以内	無利子 ※1
修学資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡 婦 の 子	大学院	修士課程 132,000円以内 博士課程 183,000円以内	卒業後6か月	据置期間経過後 20年以内	無利子
		高校	私立月額 52,500円以内 公立月額 34,500円以内			
		大学	私立月額 96,000円以内 公立月額 76,500円以内			
		高専	私立月額 90,000円以内 公立月額 76,500円以内			
		短大	私立月額 90,000円以内 公立月額 76,500円以内			
技能習得資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	月額 68,000円以内 (自動車運転免許取得の場合 460,000円以内) (特別の場合816,000円以内)		習得期間満了後 1年間	据置期間経過後 20年以内	無利子 ※1
修業資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡 婦 の 子	月額 68,000円以内 (特別の場合460,000円以内)		技能習得後 1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子
就職支度資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡 婦	100,000円以内 (特別の場合330,000円以内)		貸付の日から 1年間	据置期間経過後 6年以内	無利子※2
医療介護資金	母子家庭の母 父子家庭の父 母子・父子家庭の児童 寡 婦	340,000円以内 (特別の場合480,000円以内) (介護の場合500,000円以内)		医療または介護を 受ける期間満了後 6か月	据置期間経過後 5年以内	無利子 ※1
生活資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	月額 103,000円以内 (生計中心者でない場合または現に扶養する子の いない寡婦69,000円以内) (技能習得期間中の場合 141,000円以内)		技能習得,医療介護 生活安定貸付期間 満了後6か月	据置期間経過後 技能習得20年以内 医療介護5年以内 生活 8年以内 失業 5年以内	無利子 ※1
住宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	1,500,000円以内 (特別の場合2,000,000円以内)		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 6年以内(特別な場 合7年以内)	無利子 ※1
転宅資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦	260,000円以内		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 3年以内	無利子 ※1
就学支度資金	母子・父子家庭の児童 父母のない児童 寡 婦 の 子	小学校 40,600円以内 中学校 47,400円以内 高校 160,000円以内 (私立または専修学校の高等課程 420,000円以内) 大学, 短大, 大学院 380,000円以内 (私立または専修学校の専門課程 590,000円以内) 修業施設 100,000円以内	卒業後6か月	据置期間経過後 20年以内	無利子	
結婚資金	母子家庭の母 父子家庭の父 寡 婦 の 子	300,000円以内		貸付の日から 6か月	据置期間経過後 5年以内	無利子 ※1

※1 連帯保証人を立てた場合は無利子, 連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

※2 子にかかる申請の場合は, 連帯保証人の有無に関わらず無利子となります。

本人にかかる申請の場合は, 連帯保証人を立てた場合は無利子, 連帯保証人を立てない場合は年1.0%となります。

貸付状況

(単位:件,千円)

資金の種類	区分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
		件数	金額	件数	金額	件数	金額
事業開始	母子	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
事業継続	母子	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
修学	母子	88	38,395	75	37,656	68	38,488
	父子	1	216	1	216	2	370
	寡婦	4	2,400	1	918	-	-
技能習得	母子	4	1,440	5	2,279	1	600
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	1	68	-	-	1	76
修業	母子	3	820	4	1,170	5	1,410
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
就職支援	母子	7	920	3	250	2	145
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	1	100	-	-
医療介護	母子	1	104	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
生活	母子	14	14,135	21	16,612	14	14,590
	父子	1	100	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
住宅	母子	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
転宅	母子	4	905	3	521	3	385
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
就学支度	母子	71	19,606	62	18,578	49	12,419
	父子	1	140	-	-	1	580
	寡婦	1	344	-	-	-	-
結婚	母子	-	-	-	-	-	-
	父子	-	-	-	-	-	-
	寡婦	-	-	-	-	-	-
計	母子	192	76,325	173	77,066	142	68,037
	父子	3	456	1	216	3	950
	寡婦	6	2,812	2	1,018	1	76

(3) 母子生活支援施設(母子ホーム)

内 容 母子家庭の母と子が一緒に入所する施設で、自立できるまでの期間、常駐する母子指導員等が、生活全般を支援します。

入所状況 (各年度4月1日現在)

区 分	平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度	
松陰母子ホーム	20 世帯	52 人	20 世帯	50 人	20 世帯	48 人
高砂母子ホーム	20 世帯	51 人	20 世帯	49 人	20 世帯	49 人
計	40 世帯	103 人	40 世帯	99 人	40 世帯	97 人

平成 30 年度予算額 174,096 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担があります。

(4) 身元保証人確保対策事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 母子生活支援施設に入所中または退所した母子に対し、就職やアパート等を賃借する際に、身元保証人を確保し、社会的自立を支援します。

平成 30 年度予算額 41 千円

費用の負担 負担対象額の 2 分の 1 の国庫負担があります。

(5) 母子・父子福祉センター

内 容 母子・父子家庭・寡婦の方々を対象に各種の相談に応じるとともに、自立促進のための技能習得事業や生きがいを深め、健康で明るい生活を送ってもらうための趣味・教養教室を開催します。

所在地 若松町 33 番 6 号 函館市総合福祉センター3 階

面積 471.49 m²(共用部分は除く。)

委託先 (社福)函館市社会福祉協議会

開館 平成 6 年 4 月 1 日

開館時間 午前 9 時～午後 9 時

設備 技能習得室, 教養娯楽室, 相談室, 会議室, 保育室, 事務室

平成 30 年度 技能習得事業(ワード教室, エクセル教室)

実施事業 趣味・教養等教室(料理, 歌謡, ヨガ, 書道, 体操他)

利用状況 (単位:件, 人)

区 分	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度	
	件 数	人 員	件 数	人 員	件 数	人 員
技能習得室	118	1,777	136	1,791	142	1,875
教養娯楽室	473	6,462	491	6,653	508	6,323
保育室	80	739	88	877	94	667
第1会議室	385	4,697	389	4,494	422	5,198
第2会議室	478	4,114	513	4,250	488	3,827
計	1,534	17,789	1,617	18,065	1,654	17,890

平成30年度予算額 保健福祉部所管

(6) ひとり親家庭のしおり

事業開始 平成 6 年度

内 容 ひとり親家庭の福祉の向上を図るため、各種制度や相談窓口等を紹介した冊子を作成し、ひとり親世帯へ配付します。

平成 30 年度予算額 400 千円 (1,000 部)

費用の負担 全額市費負担

(7) ひとり親家庭等奉仕員派遣事業

事業開始 平成 16 年度

内 容 ひとり親等の保護者が、技能習得、疾病、出張、事故、看護等の理由で一時的に生活援助などのサービスが必要な場合に、その生活を支援する者を派遣します。

実施団体 (社福)函館市社会福祉協議会

利用時間 午前 8 時～午後 9 時

利用料金 生活保護, 市民税非課税世帯 無料

(1 時間あたり) 児童扶養手当支給水準の世帯 150 円

その他の世帯 300 円

実施状況 (単位:日)

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
利用日数	109	107	157

平成 30 年度予算額 499 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(8) 母子家庭等自立支援給付金支給事業

事業開始 平成 16 年度

内 容 母子家庭の母または父子家庭の父の能力開発に対する支援、経済的自立のための資格を取得する期間中の安定した修業環境の提供や、所得支給事業の増大に結びつく就業機会創出等を支援します。

① 自立支援教育訓練給付金

教育訓練講座の受講者に受講料の一部を支給します。

(受講料の 60%, 12,000 円～200,000 円)

② 高等職業訓練促進給付金等

ア 高等職業訓練促進給付金

看護師、介護福祉士、保育士、歯科衛生士、美容師、調理師、製菓衛生師などの資格取得のため1年以上養成機関で修業する者に対し、生活の負担の軽減を図るため、申請月以降の修業期間(上限3年間)に次の給付金を支給します。

市民税非課税世帯	月額	100,000 円
上記以外の世帯	月額	70,500 円

イ 高等職業訓練修了支援給付金

- ・市民税非課税世帯 50,000 円
- ・上記以外の世帯 25,000 円

実施状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
自立支援教育訓練給付金	3 人	1 人	10 人
高等技能訓練促進給付金	29 人	32 人	27 人

平成 30 年度予算額 36,074 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(9) 母子家庭等就業・自立支援センター

事業開始 平成 16 年 7 月

※中核市移行により、平成 17 年 10 月北海道から移管，以降北海道と函館市の合同で運営

内 容 母子家庭等に対する総合的な自立支援策の一環として、就業相談、講習会などを柱とした事業を展開し、母子家庭の母の就業を促進します。
(就業相談員1名、就業促進員1名を配置)

所在地 若松町 35 番 16 号

委託先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
就業相談	379 件	392 件	334 件
企業訪問	370 件	389 件	401 件
就業実績	50 人	54 人	42 人

平成 30 年度予算額 4,438 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(10) 母子自立支援プログラム策定事業

事業開始 平成 19 年 4 月

内 容 就職や転職を希望する児童扶養手当受給者を対象に、専門の相談員が面談のうえ、本人の希望や実情に対応した自立支援計画書(プログラム)を策定して、個々に応じたきめ細かな就業支援を行います。

所在地 若松町 35 番 16 号

委託先 (社福) 函館市民生事業協会

利用状況

区 分	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度
プログラム策定件数	29 件	30 件	26 件
就業実績	29 人	22 人	14 人

平成 30 年度予算額 660 千円

費用の負担 補助基準額の 10 分の 10 の国庫補助があります。

(11) ひとり親家庭高等卒業程度認定試験合格支援事業

事業開始 平成 28 年度

内 容 高校を卒業していない(中退を含む。)ひとり親家庭の親および児童が、より良い条件での就業や転職へ繋げるために高等学校卒業程度認定試験の合格を目指す場合の学び直しを支援し給付金を支給します。

実施状況 (単位:件)

年 度	平成 28 年度	平成 29 年度
申請件数	0	0

平成 30 年度予算額 250 千円

費用の負担 補助基準額の 4 分の 3 の国庫補助があります。

(12) ひとり親家庭等子どものための学習支援事業

事業開始 平成 30 年度

内 容 訪問相談支援員がひとり親家庭等を訪問し、学習支援を必要とする子どもを把握するとともに、月 1 回程度訪問し、ひとり親等の相談に応じるほか、子どもに対しても基本的な生活習慣の習得支援や生活指導を行う。

平成 30 年度予算額 1,600 千円

費用の負担 補助基本額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

母子の健康確保と増進

母子保健は、次代を担う子どもたちが心身ともに健やかに生まれ、育つことを目的に、主に思春期から妊娠・出産・子育ての時期における一連の支援を行っています。

母子保健事業は、主として母子保健法、児童福祉法、予防接種法に基づき行われています。

健康診査	妊婦健康診査, 産婦健康診査, 乳幼児健康診査(4か月児, 10か月児, 1歳6か月児, 3歳児), 経過観察健診, 小児肥満フォロー健診, 乳幼児歯科健康診査等
健康相談	妊産婦・乳幼児健康相談, 発達相談, 思春期保健相談等
保健指導	健康教育, 訪問指導, 医療機関との連携, 乳児家庭全戸訪問事業等
療養援護	育成医療給付, 小児慢性特定疾病医療費支給, 特定不妊治療費助成, 不育症治療費助成, 未熟児養育医療給付等
予防接種	定期予防接種

1 健康診査

(1) 妊婦健康診査

事業開始 平成9年度(平成26年度より道協定参加)
 内 容 妊婦の異常を早期に発見し,安全な分娩ができることを目的とした妊婦健康診査を医療機関に委託し,その費用の一部を助成しています(助成回数14回)。
 実施状況

年 度	受診票 交付数 (件)	受診者数 (延人数) (人)	受診結果等(人)		
			異常なし (延人数)	有所見 (延人数)	償還払 (延人数)
平成27年度	1,708	19,674	18,375	1,027	272
平成28年度	1,611	17,609	16,559	824	226
平成29年度	1,566	16,851	15,797	824	230

注) 里帰り出産等のため他市町村で受診した妊婦に対し健診費用の償還払を実施。

平成30年度予算額 110,065千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 産婦健康診査

事業開始 平成 29 年度 (8 月 1 日実施)
 内 容 出産後間もない産婦の心身の不調や産後うつ等を把握し、産後ケア等必要な支援を実施するため、産後2週間および1か月の健康診査に要する費用を助成しています。

実施状況

年 度	受給者(延人数) (人)	受診結果等(延人数) (人)			
		異常なし	要経過観察	要精密検査	要治療
平成29年度	955	907	45	1	2

平成 30 年度予算額 8,510 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(3) 乳幼児健康診査

内 容 発育、発達の節目である生後 4 か月、10 か月、1 歳 6 か月および 3 歳の時点で疾病や異常を早期に発見し、適切な保健指導を行い、必要に応じて医療につなげることを目的に健康診査を実施しています。その結果、発達遅滞が疑われる乳幼児を対象に経過観察健診を、幼児肥満である児を対象に小児肥満フォロー児健診(のびっこ健診)を実施しているほか、精密健診を医療機関に委託して実施しています。

乳幼児健康診査

種 別	年 度	実施回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数 (人)	受診率 (%)	判定区分(延数:人)		
						異常なし	要指導	要精健
4 か月児 健康診査	平成27年度	51	1,612	1,574	97.6	1,490	76	8
	平成28年度	47	1,584	1,538	97.1	1,480	47	11
	平成29年度	49	1,420	1,387	97.7	1,336	46	5
10か月児 健康診査	平成27年度	51	1,684	1,486	88.2	1,368	115	3
	平成28年度	47	1,632	1,454	89.1	1,337	116	1
	平成29年度	49	1,597	1,291	80.8	1,168	122	1
1歳6か月児 健康診査	平成27年度	48	1,605	1,530	95.3	1,330	195	5
	平成28年度	50	1,622	1,554	95.8	1,361	186	7
	平成29年度	51	1,568	1,487	94.8	1,290	195	2
3 歳 児 健康診査	平成27年度	48	1,701	1,617	95.1	1,320	213	84
	平成28年度	50	1,686	1,578	93.6	1,260	241	77
	平成29年度	49	1,581	1,468	92.9	1,175	200	93

経過観察健診

年 度	実施回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数(人)		判定区分(実受診者:人)		
			実 数	延 数	改 善	要観察	他機関紹介
平成27年度	12	130	112	136	91	21	1
平成28年度	12	119	103	126	83	20	6
平成29年度	12	129	115	138	83	32	2

小児肥満フォロー児健診(のびっこ健診)

年 度	実施回数 (回)	対象者数 (人)	受診者数(人)		判定区分(実受診者:人)		
			実 数	延 数	改 善	要観察	他機関紹介
平成27年度	4	27	17	17	3	14	1
平成28年度	12	29	19	19	5	14	1
平成29年度	12	75	52	61	16	36	-

平成 30 年度予算額 1,928 千円

費用の負担 全額市費負担

(4) 乳幼児歯科健康診査

内 容 1歳6か月児、3歳児に対する歯科健康診査のほか、乳幼児を対象とした歯科保健指導、予防処置(フッ化物塗布)を、函館歯科医師会に委託して実施しています。

実施状況

1歳6か月児歯科健康診査

(単位:人,本)

年 度	対象者数	受診者数	むし歯なし		むし歯あり			むし歯の総数	現在の歯数	異常のあった児		
			O1	O2	A型	B型	C型			軟組織	咬合等	その他
平成27年度	1,605	1,530	1,179	296	51	2	1	116	22,254	133	12	82
平成28年度	1,622	1,554	1,237	262	53	2	-	179	22,830	112	14	95
平成29年度	1,568	1,487	1,168	282	36	1	-	110	21,623	77	15	83

(注) O₁ : むし歯がなく、かつ口腔環境が良い。(むし歯の危険因子が少ない)

O₂ : むし歯はないが、口腔環境が悪い(むし歯の危険因子が多い)ので近い将来むし歯の発生が予測される。

A型 : 上顎前歯部のみ、または臼歯部のみむし歯のある者

B型 : 上顎前歯部および臼歯部にむし歯のある者

C型 : 下顎前歯部または下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

3歳児歯科健康診査

(単位:人,本)

年 度	対象者数	受診者数	むし歯なし	むし歯あり				むし歯の総数	うち処置歯数	現在の歯数	異常のあった児		
				A型	B型	C型					軟組織	咬合等	その他
						C1	C2						
平成27年度	1,701	1,614	1,268	253	82	6	5	1,192	246	31,990	73	87	107
平成28年度	1,686	1,578	1,258	237	78	1	4	1,157	143	31,377	68	91	118
平成29年度	1,581	1,468	1,206	186	62	6	8	980	163	29,185	39	97	92

(注) C₁ : 下顎前歯部のみむし歯のある者

C₂ : 下顎前歯部を含む他の部位にむし歯のある者

幼児歯科健康診査(フッ化物塗布)

(単位:件)

区 分	平成27年度	平成28年度	平成29年度
受診者数	3,221	3,135	3,050

平成30年度予算額 8,950千円

費用の負担 補助基準額の2分の1の国庫補助があります。(フッ化物塗布)

2 健康相談

(1) 妊産婦乳幼児健康相談

内 容 妊娠、出産、育児に関する心配事や不安の解消のため、保健師や管理栄養士等により電話相談や来所相談に応じています。

実施状況

(単位:件)

年 度	総 数	保健師			栄養士		
		計	来 所	電話・メール	計	来 所	電話・メール
平成27年度	1,319	1,319	271	1,048	-	-	-
平成28年度	1,411	1,411	217	1,194	-	-	-
平成29年度	1,358	1,278	184	1,091	80	20	60

(2) 発達相談

内 容 乳幼児健康診査等を通じて把握された精神発達上の問題を持つ幼児を対象に、個々の状況に応じ心理士による助言、指導のほか、障がいの早期発見と適切な療育への処遇を目的として実施しています。

実施状況 (単位:人)

年 度	相談者数 (実数)	相談経路(実数)				処 遇(実数)			
		1歳6か月 児 健 診	3歳児 健 診	保護者	その他	他機関 紹 介	継 続 観 察	中断他	終 了
平成27年度	93	26	50	13	4	53	33	-	7
平成28年度	23	5	8	7	3	8	15	-	-
平成29年度	102	19	27	50	6	39	62	-	1

(注) その他:子育てサロン, 医療機関, 幼稚園, 保育園からの紹介

(注) 中断他:転出等によるもの

実施内訳 (単位:人)

年 度	相談者数(実数)			年齢内訳							
	総 数	男	女	0歳	1歳	2歳	3歳	4歳	5歳	6歳~	
平成27年度	93	73	20	-	13	18	49	6	6	1	
平成28年度	23	19	4	-	3	10	9	1	-	-	
平成29年度	102	70	32	-	13	23	30	22	11	3	
	精神発達	84	59	25	-	9	18	27	20	9	1
	言 語	6	5	1	-	-	3	2	1	-	-
	その他	12	6	6	-	4	2	1	1	2	2

(3) 心理相談

内 容 訪問指導等を通じて把握された、心の問題を持つ母親等を対象に、心理士による心理社会的要因の評価、個々の状況に応じた助言、指導等を行っています。

実施状況 (単位:人)

年 度	相談者数		相談形態(実人数)		
	実 数	延 数	来 所	電 話	※同伴訪問
平成27年度	22	28	15	-	7
平成28年度	12	16	10	-	2
平成29年度	6	11	6	-	-

※心理士と保健師の同伴訪問

相談経路および処遇状況 (単位:人)

年 度	相談 者数 (実数)	相談経路(実数)			処 遇(実数)			
		本 人	病 院 連 絡	その他	他機関 紹 介	継 続 観 察	中断他	終 了
平成27年度	22	3	7	12	1	18	-	3
平成28年度	12	12	-	-	-	12	-	-
平成29年度	6	6	-	-	3	3	-	-

(注) その他:保健師訪問, 健診事後

(注) 中断他:転出等によるもの

(4) 思春期保健相談

内 容 思春期における様々な問題に対し、来所や電話等による相談を行っています。

実施状況 (単位:人)

年 度	来 所		電 話		訪 問	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成27年度	-	-	49	49	-	-
平成28年度	1	1	71	73	-	-
平成29年度	-	-	184	194	-	-

3 保健指導

(1) 妊娠の届出および母子健康手帳の交付

内 容 妊娠届は、妊娠から出産・子育てにわたるまで一貫した母子保健対策を実施するための出発点として、大切なものです。届出に基づき母子健康手帳を交付し、妊婦、産婦および乳幼児に関する保健・育児の情報を提供しています。

実施状況 (単位:件)

年 度	総 数	妊 娠 週 数					
		11週以内	12～19週 以内	20～27週 以内	28週以上	出産後届出	不 詳
平成27年度	1,628	1,504	95	19	9	1	-
平成28年度	1,521	1,406	90	17	3	5	-
平成29年度	1,492	1,398	70	16	4	4	-

平成 30 年度予算額 206 千円

費用の負担 全額市費負担

(2) 産後うつ・育児支援事業

事業開始 平成 19 年度

内 容 産後うつ病等の心の問題を持つ母親を早期に把握し、適切な支援を行うことで、育児不安の軽減を図り、虐待の発生予防と子どもが健やかに育つよう支援することを目的に、平成 19 年度から実施しています。
ハイリスク妊婦およびハイリスク乳児をもつ母親を対象に、おおむね生後 1～2 か月までに訪問を実施します。
訪問では産後うつの育児支援チェックリスト、エジンバラ産後うつ病質問票、赤ちゃんへの気持ち質問票によるアンケートを行い、母親の心の状態を把握し、必要な支援を行っています。

産後うつ・育児支援事業の訪問状況

(単位:件)

年 度	実 数	延 数
平成27年度	423	439
平成28年度	538	550
平成29年度	536	539

退院時の産後うつアンケートのハイリスク者

(単位:件)

年 度	実 数
平成27年度	136
平成28年度	137
平成29年度	114

(注)ハイリスク者:質問票の合計得点が9点以上または自傷行為の項目の得点が1点以上の者

平成 30 年度予算額 29 千円

費用の負担 全額市費負担

(3) 健康教育

内 容 妊産婦・乳幼児やその家族、思春期の子やその親を対象に、健康の保持増進、正しい知識の普及を目的に各種教室を開催するとともに、要請により職員を講師として地域等に派遣しています。

健康教室等実施状況

区 分		両親学級	思春期保健講演会	思春期教室
平成27年度	開催回数	6回	1回	29回
	受講者数	240人	160人	2,509人
平成28年度	開催回数	6回	1回	28回
	受講者数	264人	78人	2,252人
平成29年度	開催回数	6回	1回	28回
	受講者数	274人	150人	2,335人

(注) 思春期教室の中学校実施分については平成24年度から「函館・性と薬物を考える会」に委託

健康教育講師派遣実施状況

区 分		総 数		講師派遣先			
		回 数	参加者数	地域住民組織		その他	
				回 数	参加者数	回 数	参加者数
平成27年度	母子保健	4回	89人	3回	59人	1回	30人
	栄 養	4回	88人	3回	68人	1回	20人
平成28年度	母子保健	4回	81人	2回	24人	2回	57人
	栄 養	1回	8人	1回	8人	—	—
平成29年度	母子保健	5回	78人	3回	43人	2回	35人
	栄 養	8回	151人	8回	151人	—	—

(4) 訪問指導

ア 妊産婦

内 容 健康相談等で把握した支援の必要な妊産婦に対し、保健師による訪問指導を実施しています。

実施状況

(単位:人)

年 度	総 数		妊 婦		産 婦	
	実 数	延 数	実 数	延 数	実 数	延 数
平成27年度	595	728	53	71	542	657
平成28年度	586	710	68	79	518	631
平成29年度	579	661	55	63	524	598

イ 乳幼児・障がい児等

内 容 子どもが望ましい家庭環境のもと、健やかに成長できるよう支援していくことを目的として、未熟児、新生児および要経過観察児等の訪問指導を実施しています。

実施状況 (単位:人)

年 度	訪問総数		乳 児 訪 問								幼 児 訪 問				そ の 他	
			未熟児 (再 掲)		新生児 (再 掲)		障がい児 (再 掲)		障がい児 (再 掲)							
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数
平成27年度	951	1,305	598	725	99	103	187	203	7	8	348	571	62	100	5	9
平成28年度	1,014	1,423	651	820	93	117	188	202	3	4	356	591	42	66	7	12
平成29年度	946	1,346	603	736	93	108	211	218	9	12	339	591	42	66	4	19

ウ 医療機関との連携(母子支援連絡システム事業)

事業開始 平成 19 年度

内 容 療育支援が必要な妊産婦や乳幼児を早期に把握し、養育支援の充実を図るため、協力医療機関から、「母子支援連絡票」により情報提供を受け、保健師の訪問指導結果を協力医療機関に報告しているほか、養育支援が必要な対象者に関する情報交換等のため、定期的に医療機関と「母子支援地域連絡会」を開催しています。

母子支援連絡票受理状況 (単位:件)

年 度	総 数	妊 婦	産 婦	乳 児	幼 児
平成27年度	406	47	186	166	7
平成28年度	491	62	219	205	5
平成29年度	580	116	274	187	3

母子支援地域連絡会開催状況

年 度	医療機関数	開催回数(回)	情報交換延件数(件)
平成27年度	2	16	318
平成28年度	2	16	333
平成29年度	2	16	255

(5) 乳児家庭全戸訪問事業(こんには赤ちゃん事業)

事業開始 平成 20 年度

内 容 生後4か月までの赤ちゃんがいる全ての家庭を、保健師やこんには赤ちゃん訪問員が訪問し、子育てに関する情報提供や相談等に対応しています。

実施状況 (単位:人)

年 度	対象者数	訪問者数
平成27年度	1,599	1,599
平成28年度	1,489	1,481
平成29年度	1,377	1,370

平成 30 年度予算額 1,479 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 2(国 1/3, 道 1/3)の補助があります。

4 療養援護

障害者総合支援法，児童福祉法および母子保健法等に基づき，疾病による経済的負担の軽減を図る医療給付等の公費負担による給付を行い，母子の健康保持と児の健全な成長を支援しています。

(1) 育成医療

事業開始 平成 17 年度
 内 容 身体に障がいのある児童，また疾患を放置すれば一定の障がいを残すと認められる児童で，確実な治療効果が期待できるものに，医療の給付を行っています。また，身体の障がいを補うための補装具の購入や修理費用の一部を支給しています。

医療給付状況 (単位:件)

年度	総数	肢体不自由	視覚障害	聴覚・平衡機能障害	音声・言語・そしゃく機能障害	内臓障害
平成27年度	34	9	1	1	14	9
平成28年度	25	6	1	1	11	6
平成29年度	25	3	-	2	10	10

補装具支給状況 (単位:件)

年度	総数	下肢装具	体幹装具
平成27年度	2	1	1
平成28年度	-	-	-
平成29年度	-	-	-

平成 30 年度予算額 4,403 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担，4 分の 1 の道費負担があります。

(2) 小児慢性特定疾病医療費支給事業

事業開始 平成 26 年度(旧制度は平成 17 年度)
 内 容 小児慢性特定疾病にかかっている児童等の療養のために要する費用の一部を助成し，家庭の医療費等の負担軽減を図るものです。

医療給付状況 (単位:件)

年度	総数	悪性新生物	慢性腎疾患	慢性呼吸器疾患	慢性心疾患	内分泌疾患	膠原病	糖尿病	先天性代謝異常	血液疾患	免疫疾患	神経・筋疾患	慢性消化器疾患	染色体・遺伝子変化の症候群	皮膚疾患
平成27年度	189	38	21	5	11	40	10	18	4	8	1	14	15	4	-
平成28年度	174	33	17	3	11	42	14	15	3	6	1	13	13	3	-
平成29年度	169	29	13	2	10	38	14	19	3	7	2	13	15	3	1

日常生活用具給付状況 (単位:件)

年度	総数	ネブライザー	電気式たん吸引器	特殊マット	特殊寝台	歩行支援用具	入浴補助用具	人工鼻
平成27年度	4	-	-	1	1	1	1	-
平成28年度	3	-	-	-	-	-	1	2
平成29年度	2	-	-	-	-	-	-	2

平成 30 年度予算額 54,193 千円

費用の負担 医療給付は，補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担，日常生活用具給付は，補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(3) 小児慢性特定疾病児童等自立支援事業

事業開始 平成 26 年度

内 容 慢性的な疾病にかかっていることにより、長期にわたり療養を必要とする児童等の健全育成および自立促進を図るため、小児慢性特定疾病児童等およびその家族からの相談に応じ、必要な情報の提供および助言を行うとともに、関係機関との連絡調整その他の事業を行うことを目的とします。平成 27 年 8 月から、相談支援事業所に委託し、実施しています。

支援状況 (単位:件)

年 度	自立支援計画の作成(実)	小児慢性特定疾病児童等相談支援(実)
平成27年度 (H27.8.1～)	2	15
平成28年度	12	33
平成29年度	24	26

平成 30 年度予算額 3,750 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担, 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(4) 特定不妊治療費助成事業

事業開始 平成 17 年度

内 容 国内における不妊治療のうち、体外受精および顕微授精については、1 回の治療費が高額なことから治療をあきらめざるを得ない場合も少なくないため、特定不妊治療に要する費用の一部を助成し、その経済的負担の軽減を図っています。平成 28 年度から、第 2 子以降の特定不妊治療に対して、また、平成 29 年度からは、不育症の検査と治療に対して、市独自の助成を開始しています。

実施状況

(単位:件)

年 度	総 数		体外受精		顕微授精		凍結胚移植		その他		男性不妊治療 (単 独)		再 掲 男性不妊治療 (特定不妊 治療同時)		初回申請 (凍結胚移植・ 採卵中止除く)		不育症	
	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	実数	延数	延 数	実 数	実数	延数		
平成27年度	112	178	21	26	39	56	42	83	10	13	-	-	1	45				
平成28年度	112	191	24	28	56	76	22	74	9	12	1	1	3	62				
平成29年度	97	157	17	19	37	46	35	76	8	16	-	-	-	46	6	6		

平成 30 年度予算額 26,959 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

(5) その他

内 容 その他の公費負担状況は次のとおりです。

実施状況

(単位:件)

年 度	未熟児養育 医 療 給 付	結 核 児 童 療 育 医 療 給 付	妊 娠 高 血 圧 症 候 群 療 育 医 療 給 付
平成27年度	40	-	-
平成28年度	30	-	-
平成29年度	26	-	-

平成 30 年度予算額 10,031 千円

費用の負担 補助基準額の 2 分の 1 の国庫負担, 4 分の 1 の道費負担があります。

5 予防接種

(1) 定期予防接種

事業開始 昭和 23 年度

内 容 予防接種法に基づき、伝染のおそれがある疾病の発生およびまん延を予防し、公衆衛生の向上と増進に寄与することを目的に行っています。

実施状況

種 別		平成27年度		平成28年度		平成29年度		
		接種者数	実施率	接種者数	実施率	接種者数	実施率	
集 団 接 種	BCG	1,604人	98.0%	1,555人	102.4%	1,398人	99.1%	
	個別 接 種	ポリオ(不活化ワクチン)※1	326人	27.0%	198人	45.0%	111人	105.7%
		四種混合(ジフテリア, 百日咳, ポリオ, 破傷風)	6,560人	102.8%	6,343人	102.6%	5,721人	100.6%
		三種混合(ジフテリア, 百日咳, 破傷風)※2	8人	100.0%	-	-	-	-
		麻しん風しん	3,282人	97.6%	3,251人	95.4%	3,029人	91.3%
		第1期	1,574人	100.2%	1,595人	97.6%	1,373人	89.4%
		第2期	1,708人	94.9%	1,656人	93.3%	1,656人	92.9%
		二種混合(ジフテリア, 破傷風)2期	1,807人	89.7%	1,676人	87.3%	1,564人	86.3%
		水痘※3	3,647人	52.3%	3,187人	79.0%	2,765人	83.4%
		子宮頸がん予防ワクチン※4	14人	15.9%	5人	8.6%	4人	30.8%
		ヒブワクチン※4	6,461人	91.3%	6,154人	95.2%	5,581人	89.7%
		小児用肺炎球菌ワクチン※4	6,466人	91.7%	6,161人	95.1%	5,584人	89.7%
		日本脳炎ワクチン※5	-	-	17,784人	107.8%	15,347人	112.6%
		B型肝炎ワクチン※6	-	-	2,278人	74.9%	4,301人	113.5%

※1 平成 24 年 9 月から、ポリオは生ワクチンに代わり不活化ワクチン導入

※2 平成 26 年 12 月にワクチンの販売終了、4 種混合に切り替え

※3 平成 26 年 10 月から水痘が定期接種化

※4 平成 25 年 4 月から定期接種化、平成 25 年 6 月 14 日から子宮頸がん予防ワクチンの積極的勧奨差し控え

※5 平成 28 年 4 月から北海道において日本脳炎が定期接種化

※6 平成 28 年 10 月からB型肝炎が定期接種化

平成 30 年度予算額 384,355 千円

費用の負担 全額市費負担

6 マザーズ・サポート・ステーション事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 子育て世代が抱える妊娠・出産・子育てに関する様々な不安や悩み等に保健師等専門職が対応する窓口を設置し相談支援を実施しています。

実施状況 (単位:件)

年 度	総 計	妊娠届出時相談支援			窓口相談支援			
		計	来 所	電話・訪問	計	来 所	電 話	メール等
平成27年度	1,003	954	586	368	49	10	38	1
平成28年度	1,689	1,576	1,300	276	113	16	73	24
平成29年度	1,756	1,580	1,352	228	176	42	116	18

平成 30 年度予算額 2,939 千円

費用の負担 補助基本額の 3 分の 1 の国庫補助, 3 分の 1 の道費補助があります。

7 宿泊型産後ケア事業

事業開始 平成 27 年度

内 容 家族等から十分な家事・育児の支援が受けられず, 育児手技等が不安定な産婦とその子を産科医療機関に一定期間宿泊させ, 助産師等の専門職が母体や乳児のケアの方法を指導するとともに, その後の育児に資する保健指導を行います。

実施状況 (単位:件)

年 度	計	非課税世帯	課税世帯
平成27年度	3	-	3
平成28年度	1	-	1
平成29年度	4	-	4

平成 30 年度予算 1,563 千円

費用の負担 補助基本額の 2 分の 1 の国庫補助があります。

母体保護統計

1 不妊手術

(1) 不妊手術数, 年齢階級・年度別

(単位: 件)

年度	男		女		女						
	総数	総数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～	
S.35	-	101	2	3	24	44	23	4	1	-	
40	-	54	-	2	13	26	10	3	-	-	
45	-	44	-	1	18	15	8	2	-	-	
50	-	29	-	6	9	13	-	1	-	-	
55	-	34	-	1	8	17	7	1	-	-	
60	-	51	-	4	20	17	10	-	-	-	
H.2	-	73	-	1	18	28	19	7	-	-	
7	-	71	-	1	22	26	16	6	-	-	
8	-	29	-	1	8	17	3	-	-	-	
9	-	47	-	3	15	19	9	1	-	-	
10	-	38	-	1	5	16	11	5	-	-	
11	-	42	-	1	11	12	15	2	1	-	
12	-	39	-	3	10	15	10	1	-	-	
13	-	31	-	2	5	15	7	2	-	-	
14	-	21	-	1	6	6	6	2	-	-	
15	-	29	-	1	9	12	7	-	-	-	
16	-	32	-	2	8	10	7	5	-	-	
17	-	27	-	-	5	12	9	1	-	-	
18	-	11	-	-	2	5	3	1	-	-	
19	-	20	-	-	3	11	3	3	-	-	
20	-	14	-	2	2	5	3	1	1	-	
21	-	16	-	1	2	3	10	-	-	-	
22	-	10	-	-	1	1	6	2	-	-	
23	-	18	-	1	3	6	6	2	-	-	
24	-	11	-	1	3	3	3	1	-	-	
25	-	11	-	-	-	4	5	2	-	-	
26	-	14	-	-	3	4	4	3	-	-	
27	-	16	-	-	7	4	5	-	-	-	
28	-	24	-	2	1	10	7	4	-	-	
29	-	29	-	1	1	11	12	4	-	-	

(注) 平成20年までは年次別集計

(2) 不妊手術数, 年齢階級・事由別

(平成29年度, 単位: 件)

区分	総数		～19歳		20～24		25～29		30～34		35～39		40～44		45～49		50歳～	
	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
総数	-	29	-	-	-	1	-	1	-	11	-	12	-	4	-	-	-	-
母体の生命危険	-	2	-	-	-	-	-	-	-	-	-	2	-	-	-	-	-	-
母体の健康低下	-	27	-	-	-	1	-	1	-	11	-	10	-	4	-	-	-	-

2 人工妊娠中絶

(1)人工妊娠中絶数, 年齢階級・年度別

(単位:件)

年度	総数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～	不詳
S.35	3,653	76	659	1,107	886	658	247	20	-	-
40	2,782	72	689	694	679	447	181	20	-	-
45	2,383	80	664	646	479	358	148	8	-	-
50	2,877	109	722	759	656	429	190	11	1	-
55	2,893	201	647	649	728	478	172	18	-	-
60	3,752	369	657	706	914	815	272	16	3	-
H.2	3,230	324	828	579	581	593	309	16	-	-
7	2,221	243	655	478	366	314	154	11	-	-
8	2,227	265	702	418	384	294	152	12	-	-
9	2,242	260	650	475	416	296	131	14	-	-
10	2,143	306	601	435	355	294	141	9	1	1
11	2,035	289	611	451	320	263	92	9	-	-
12	2,019	323	595	405	328	240	116	12	-	-
13	2,092	366	557	456	334	255	114	10	-	-
14	1,927	311	527	443	343	211	82	9	1	-
15	1,837	279	501	385	334	236	93	5	-	4
16	1,698	266	414	370	350	203	86	8	-	1
17	1,555	202	359	328	359	220	75	10	2	-
18	1,281	141	346	275	271	181	65	2	-	-
19	1,188	104	302	272	266	181	58	5	-	-
20	1,167	108	276	246	279	184	66	8	-	-
21	1,006	106	241	218	204	159	73	5	-	-
22	909	107	213	197	186	147	54	5	-	-
23	924	114	227	181	169	169	58	5	1	-
24	817	102	173	180	171	126	58	7	-	-
25	767	94	171	161	146	142	51	2	-	-
26	743	80	178	137	147	131	62	8	-	-
27	679	65	142	135	148	123	59	7	-	-
28	616	64	124	108	131	123	62	4	-	-
29	606	84	150	110	114	100	41	7	-	-

(注)平成20年までは年次別集計

(2)人工妊娠中絶数, 年齢階級・妊娠週数別

(平成29年度)

区分	総数	～19歳	20～24	25～29	30～34	35～39	40～44	45～49	50歳～	不詳
中絶数 (件)	総数	606	84	150	110	114	100	41	7	-
	4～7週	261	22	66	43	58	51	19	2	-
	8～11週	295	54	70	55	48	44	20	4	-
	12～15週	21	5	6	4	4	1	-	1	-
	16～19週	13	2	5	2	1	2	1	-	-
	20～22週	16	1	3	6	3	2	1	-	-
	週数不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-
比率 (%)	総数	100.0	100.1	100.0	100.0	100.0	100.0	99.9	100.0	-
	4～7週	43.1	26.2	44.0	39.1	50.9	51.0	46.3	28.6	-
	8～11週	48.7	64.3	46.7	50.0	42.1	44.0	48.8	57.1	-
	12～15週	3.5	6.0	4.0	3.6	3.5	1.0	-	14.3	-
	16～19週	2.1	2.4	3.3	1.8	0.9	2.0	2.4	-	-
	20～22週	2.6	1.2	2.0	5.5	2.6	2.0	2.4	-	-
	週数不明	-	-	-	-	-	-	-	-	-

(注)比率は小数点第2位を四捨五入のため, 合計が100に一致しない場合がある。

就学支援

1 奨学金制度

ア 貸与型奨学金

事業開始 昭和 26 年 8 月 20 日
 内 容 経済的な理由により修学困難な学生・生徒に奨学金を貸与します。
 返 還 貸与が終了した翌年から 15 年以内(貸付総額が 150 万円を超える場合は 20 年以内)の希望する期間内に年賦で返還することとなります。

貸付状況

(単位:人)

区 分	月額 (円)	平成27年度 ※					平成28年度				平成29年度			
		申込	採 用			申込	採 用			申込	採 用			
			新規	継続	計		新規	継続	計		新規	継続	計	
大 学	国公立 17,000～ 30,000	1	1	7	8	2	2	3	5	0	0	4	4	
	私立 19,000～ 40,000	12	12	12	24	3	3	14	17	4	4	10	14	
高 専	14,000	0	0	3	3	2	1	1	2	1	1	1	2	
高 校	国公立 10,000	3	3	11	14	4	4	8	12	2	2	5	7	
	私立 14,000	4	4	17	21	8	8	11	19	5	5	10	15	
専 修	専 門 17,000～ 30,000	0	0	1	1	4	4	1	5	0	0	3	3	
	高 等 10,000	1	1	0	1	1	1	1	2	0	0	1	1	
合 計		21	21	51	72	24	23	39	62	12	12	34	46	

※平成 27 年度新規生から、大学および専修学校(専門)の区分で平成 27 年 9 月分以降の貸与月額改定
 国公立大学・専修(専門)17,000 円→20,000 円または 30,000 円から選択
 私立大学 19,000 円→20,000 円・30,000 円・40,000 円から選択

平成 30 年度予算額 16,103 千円

費用の負担 全額市費負担(奨学基金を活用)

イ 給付型奨学金

事業開始 平成 29 年 4 月 1 日(平成 30 年 5 月支給開始)

内 容 人物、学業ともに優秀で、経済的な理由により修学困難な大学生(4年制以上)に奨学金を支給します。

支給金額 月額 3 万円, 入学一時金 10 万円

平成 30 年度予算額 3,763 千円

費用の負担 全額市費負担(青少年育成基金を活用)

2 育英金制度

事業開始 昭和 44 年 4 月 11 日
 内 容 優秀な大学生または大学院生に対し、年額 24 万円の育英金を支給します。

採用状況

区 分		平成27年度	平成28年度	平成29年度
申 込		11	19	8
採 用	新 規	2	2	3
	継 続	5	7	6
	計	7	9	9

平成 30 年度予算額 2,160 千円

費用の負担 全額市費負担（育英基金を活用）

3 入学準備貸付金制度

事業開始 昭和 44 年 4 月 11 日
 内 容 函館市民で高等学校、高等専門学校、短期大学、大学、大学院または専修学校に入学を希望する者の保護者等で、入学準備金の調達が困難な者に必要な資金を貸付します。

返 還 入学した年の 10 月から定められた期間内に月賦で返還することとなります。

貸付状況

区 分	貸付金額	返還期間	平成27年度			平成28年度			平成29年度		
			申請	対象	貸付	申請	対象	貸付	申請	対象	貸付
高校・高専	10万円以内	30か月以内	20	20	20	10	10	10	8	8	7
専修学校	15万円以内	42か月以内	5	5	4	2	2	2	1	1	1
短大・大学・大学院	20万円以内	48か月以内	4	4	3	3	2	2	2	2	2
合 計			29	29	27	15	14	14	11	11	10

平成 30 年度予算額 3,508 千円

費用の負担 全額市費負担

4 入学準備給付金制度

事業開始 平成 27 年 7 月 6 日
 内 容 子どもの貧困が社会問題化している中、子育て家庭への経済的支援を通じて、子ども・子育て支援を推進するため、小学校・中学校に入学を予定している子どもの保護者に入学準備に係る経費の一部を支給します。

支給金額 入学する子ども 1 人につき 3 万円(平成 28 年度以前は 2 万または 3 万円)
 ※就学援助の入学前支給および増額に伴い、市民税非課税世帯(就学援助受給世帯)への支給区分 2 万円を廃止。

支給状況

区 分	平成27年度(平成28年4月入学)		平成28年度(平成29年4月入学)		平成29年度(平成30年4月入学)		
	支給児童数	支給金額	支給児童数	支給金額	支給児童数	支給金額	
新小学1年生	2万円	329人	6,580千円	310人	6,200千円	-	-
	3万円	316人	9,480千円	293人	8,790千円	190人	5,700千円
新中学1年生	2万円	470人	9,400千円	471人	9,420千円	-	-
	3万円	160人	4,800千円	150人	4,500千円	139人	4,170千円
合 計		1,275人	30,260千円	1,224人	28,910千円	329人	9,870千円

平成 30 年度予算額 12,615 千円

費用の負担 全額市費負担

私学振興

1 私立学校運営助成費補助金

事業開始 昭和 26 年度

内 容 私立学校が果たしている重要な役割に鑑み、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、本市教育の振興に資するため私立学校を設置する学校法人に対する補助金を交付しています。

補助実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	補助金額 (千円)	対象校数 (園, 校)	補助金額 (千円)	対象校数 (園, 校)	補助金額 (千円)	対象校数 (園, 校)
幼稚園	36,456	12	12,456	3	8,112	2
小学校	768	1	792	1	1,008	1
中学校	11,256	3	10,656	3	10,320	3
高等学校	86,328	8	83,424	8	80,232	8
短期大学	12,552	2	12,096	2	11,616	2
大 学	8,040	1	7,584	1	7,248	1
合 計	155,400	27	127,008	18	118,536	17

平成 30 年度予算額 108,936 千円

費用の負担 全額市費負担

2 私立専修学校運営助成費補助金

事業開始 平成 17 年度

内 容 私立専修学校が果たしている重要な役割に鑑み、父母負担の軽減と教育条件の維持向上を図るとともに、経営の健全性を高め、本市教育の振興に資するため私立専修学校を設置する学校法人および準学校法人に対する補助金を交付しています。

補助実績

区 分	平成27年度		平成28年度		平成29年度	
	補助金額 (千円)	対象校数 (園, 校)	補助金額 (千円)	対象校数 (園, 校)	補助金額 (千円)	対象校数 (園, 校)
私立専修学校	9,230	6	8,606	6	8,541	6

平成 30 年度予算額 8,684 千円

費用の負担 全額市費負担

施設整備

1 私立学校施設整備費補助金

事業開始 昭和 55 年度

内 容 私立学校の教育施設の整備を図るため校舎・園舎および屋内運動場の新築, 増・改築, 図書館の増築, 体育施設の整備, 寄宿舎の建築にかかる経費の一部を補助します。

補助実績

区 分	平成 25 年度	
	補助金額(千円)	対象校数(園, 校)
私立学校	20,000	2

平成 30 年度予算額 10,000 千円(1校 函館大妻高等学校校舎増改築事業)

費用の負担 全額市費負担

2 社会福祉施設整備費補助金

事業開始 平成 17 年度

内 容 社会福祉法人等の助成に関する条例に基づき, 社会福祉施設の整備費に要する工事費, 備品購入費等の一部を補助します。

施設の種類の種類	整備区分	事業所	施設の名称	定員
保 育 所	改築	社会福祉法人奉仕会	風の子保育園 (H27~28)	90人
		社会福祉法人育栄会	あすなろ保育園 (H29)	80人
	防犯対策	公益財団法人鉄道弘済会	人見保育所 (H28)	90人
		社会福祉法人つぐみ園	つぐみ保育園 (H28)	70人
認定こども園	改築	学校法人太陽学院	認定こども園第二太陽の子幼稚園 (H27~28)	190人
		学校法人木村学園	認定こども園函館ひかり幼稚園 (H28)	210人
		学校法人函館カトリック学園	(仮称) 認定こども園カトリック湯の川幼稚園 (H30)	90人
	増改築	学校法人函館カトリック学園	(仮称) 認定こども園元町白百合幼稚園 (H30)	75人
		学校法人葵学園	(仮称) 函館あおい認定こども園 (H30)	210人
	防犯対策	社会福祉法人貞信福祉会	認定こども園函館深掘保育園 (H29)	95人
		社会福祉法人貞信福祉会	認定こども園函館上湯川保育園 (H29)	95人
		学校法人函館明照学園	認定こども園高丘幼稚園 (H29)	155人
学校法人桔梗学園	認定こども園さきょう幼稚園 (H29)	310人		

補助金交付決定(予定)額 平成 28 年度 654,568 千円

平成 29 年度 168,470 千円

平成 30 年度 741,439 千円

費用の負担 保育所, 認定こども園: 国補助 (保育所等整備交付金, 認定こども園施設整備交付金)

3 社会福祉施設整備費等補助金

事業開始 平成7年度（社会福祉施設建設費補助金は昭和43年度開始，民間保育所建設費補助金は昭和50年度開始）

内 容 社会福祉法人の助成に関する条例に基づき，福祉医療機構から資金を借入れして，社会福祉施設の整備事業(新設，老朽改築，増改築等)を行う場合に，借入金の元金の償還金の一部を補助します。

補助実績

年 度	法人数(件)	施設数(件)	補助金額(千円)
平成27年度	9	17	24,992
平成28年度	10	18	34,234
平成29年度	10	18	34,599

※児童福祉施設分のみ記載

平成30年度予算額 34,599千円

費用の負担 全額市費負担

市内の児童福祉施設・幼稚園等の現状

(平成30年4月1日現在)

施設区分			施設数	定員	設置主体別				経営主体別				
入所	通所	利用			公立		私立		公営		民営		
					施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	施設数	定員	
○			助産施設	2	8	1	5	1	3	1	5	1	3
○			乳児院	1	20			1	20			1	20
○			母子生活支援施設	2	40			2	40			2	40
	○		認可保育所	12	950	2	160	10	790	2	160	10	790
	○		季節保育所	1	-			1	-			1	-
	○		認可外保育所	5	-			5	-			5	-
	○		事業所内保育所	17	-	1	-	16	-	-	-	17	-
	○		幼稚園（上段：新制度移行 下段：確認を受けない幼稚園）	11	1,210	2	220	9	990	2	220	9	990
				1	70	1	70			1	70		
	○		認定こども園（幼保連携型）	19	2,212			19	2,212			19	2,212
	○		認定こども園（幼稚園型）	7	1,180			7	1,180			7	1,180
	○		認定こども園（保育所型）	19	1,626	1	60	18	1,566	1	60	18	1,566
		○	児童館	26		26				23		3	
		○	母と子の家	1		1				1			
○			児童養護施設	2	160			2	160			2	160
○			自立援助ホーム	2	12			2	12			2	12
	○		児童発達支援センター	1	30			1	30			1	30
		○	児童家庭支援センター	1				1				1	
		○	母子福祉センター	1		1						1	
		○	生活館	1		1						1	
計				132	7,518	37	515	95	7,003	31	515	101	7,003

社福) … 社会福祉法人
 社団) … 社団法人
 宗) … 宗教法人
 医療) … 医療法人
 医社) … 医療法人社団
 社医) … 社会医療法人
 公財) … 公益財団法人
 学) … 学校法人
 独) … 独立行政法人
 NPO) … 特定非営利活動法人

児童福祉施設・幼稚園等一覧

(1) 助産施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日
函館市助産施設	(〒041-8680) 港町1-10-1	工藤 壽樹	43-2000	市	市	5	H6.4.1
共愛会病院	(〒040-8577) 中島町7-21	水島 豊	51-2111	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	3	H19.7.1

(2) 乳児院

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
さゆり園	(〒040-0054) 元町15-13	堀田 保	22-8558	社福) 函館聖パウロ会	社福) 函館聖パウロ会	20	S22.11.5

(3) 母子生活支援施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(世帯)	認可年月日
函館市松陰母子ホーム	(〒040-0063) 若松町35-16	本田 順子	24-1133	社福) 函館市 民生事業協会	社福) 函館市 民生事業協会	20	S26.4.1
函館高砂母子ホーム	(〒040-0063) 若松町36-25	片山 貴文	23-4020	社福) 函館市 民生事業協会	社福) 函館市 民生事業協会	20	S29.9.1

(4) 認定こども園(幼保連携型)

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立・設置年月日 認可年月日
認定こども園 国の華幼稚園	(〒040-0015) 梁川町19-17	岸田 千佳子	51-0738	学) 高龍寺学園	学) 高龍寺学園	幼 230 保 70	S31.10.1 H19.4.1
函館大谷短期大学附属 認定こども園	(〒041-0852) 鍛冶1-2-3	葛西 真理子	56-1038	学) 函館大谷学園	学) 函館大谷学園	幼 230 保 30	S40.4.1 H26.4.1
駒止認定こども園	(〒040-0055) 船見町20-5	加我 真佐子	22-4848	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 5 保 50	S23.12.1 H28.4.1
亀田認定こども園	(〒040-0072) 亀田町5-19	田福 朱美	41-5219	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 15 保 80	S24.2.1 H28.4.1
高盛認定こども園	(〒040-0024) 高盛町30-16	小田桐 香奈子	51-4742	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 5 保 50	S25.7.1 H28.4.1
谷地頭認定こども園	(〒040-0046) 谷地頭町8-12	太田 幸子	22-4847	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 10 保 55	S25.9.1 H28.4.1
中央認定こども園	(〒040-0032) 新川町1-5	奥本 芳子	23-5111	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 15 保 90	S27.4.1 H28.4.1
千才認定こども園	(〒040-0033) 千歳町19-1	斉藤 裕美	22-7484	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 5 保 40	S27.5.1 H28.4.1
ゆりかご認定こども園	(〒040-0014) 中島町33-18	竹原 貴子	55-8847	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 10 保 40	S44.3.31 H28.4.1
つくし認定こども園	(〒042-0931) 榎本町16-17	秋本 陽子	59-2366	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 10 保 80	S55.4.1 H28.4.1
駒場認定こども園	(〒042-0935) 駒場町10-22	小川 美保子	55-0149	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 10 保 50	S56.3.31 H28.4.1
鍛冶さくら認定こども園	(〒041-0852) 鍛冶1-11-21	佐々木 千香子	30-6611	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 10 保 95	S21.4.1 H28.4.1
赤川認定こども園	(〒041-0804) 赤川町161-2	天野 洋子	34-3939	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 10 保 100	H24.4.1 H28.4.1

認定こども園 函館大谷幼稚園	(〒040-0013) 千代台町10-10	浅井 睦子	51-1674	学)真宗大谷学園	学)真宗大谷学園	幼 75 保 27	S35.7.1 H28.4.1
認定こども園 花園大谷幼稚園	(〒041-0843) 花園町17-17	中村 享子	54-2640	学)真宗大谷学園	学)真宗大谷学園	幼 135 保 25	S49.4.10 H28.4.1
南かやべ認定こども園	(〒041-1611) 川汲町1601-1	松井 さとみ	25-6677	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	幼 25 保 70	H28.4.1 H28.4.1
認定こども園 第二太陽の子幼稚園	(〒041-0822) 亀田港町13-5	西村 千秋	41-9345	学)太陽学院	学)太陽学院	幼 105 保 60	S52.2.28 H28.10.1
認定こども園 函館ひかり幼稚園	(〒041-0832) 神山3-52-8	寺地 加奈	54-2220	学)木村学園	学)木村学園	幼 188 保 22	S53.12.13 H29.4.1
認定根崎こども園	(〒042-0952) 高松町426-1	柏倉 義	57-4567	社福) 函館国の子寮	社福) 函館国の子寮	幼 15 保 70	S42.7.1 H30.4.1

(5) 認定こども園(幼稚園型)

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立年月日 認定年月日
認定こども園 函館ちとせ幼稚園	(〒040-0003) 松陰町9-7	濱田 薫	55-4182	学)北海道 キリスト教学園	学)北海道 キリスト教学園	幼 150 保 23	S26.4.1 H25.4.1
認定こども園総合施設 函館若葉幼稚園	(〒040-0081) 田家町9-30	鈴木 眞由子	42-4471	学)和順学園	学)和順学園	幼 150 保 80	S33.8.1 H19.5.9
認定こども園 太陽の子幼稚園	(〒041-0811) 富岡町1-42-12	若松 優美	41-1929	学)太陽学院	学)太陽学院	幼 75 保 30	S41.1.25 H27.4.1
認定こども園高丘幼稚園	(〒042-0955) 高丘町27-33	玉利 達人	57-3621	学)函館明照学園	学)函館明照学園	幼 135 保 30	S54.12.7 H27.12.1
認定こども園 ききょう幼稚園	(〒041-0824) 西桔梗町218-43	川村 瑞枝	49-0313	学)桔梗学園	学)桔梗学園	幼 290 保 20	S54.12.17 H28.4.1
認定こども園龍谷幼稚園	(〒040-0042) 東川町12-24	坂本 るみ	23-0274	学)函館龍谷学園	学)函館龍谷学園	幼 70 保 10	S12.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館藤幼稚園	(〒040-0073) 宮前町26-6	佐藤 由規	41-3569	学)藤学園	学)藤学園	幼 105 保 12	S9.10.13 H30.4.1

(6) 認定こども園(保育所型)

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日 認定年月日
認定こども園 函館市つつじ保育園	(〒041-0525) 日ノ浜町172-8	長崎 眞由美	85-3555	市	市	幼 15 保 45	H22.4.1 H22.4.1
認定こども園 函館市松陰保育園	(〒040-0003) 松陰町30-5	勢田 珠巨	52-2217	社福)函館市 民生事業協会	社福)函館市 民生事業協会	幼 15 保 120	S26.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館高砂保育園	(〒040-0063) 若松町35-16	岩崎 裕香	23-5740	社福)函館市 民生事業協会	社福)函館市 民生事業協会	幼 15 保 120	S29.11.1 H28.4.1
認定こども園 函館桔梗保育園	(〒041-0808) 桔梗3-1-29	石田 由恵	47-1337	社福)函館市 民生事業協会	社福)函館市 民生事業協会	幼 15 保 100	H17.3.31 H28.4.1
認定こども園 杉の子保育園	(〒040-0011) 本町9-23	長谷川 雅昭	51-7561	社福) 函館杉の子園	社福) 函館杉の子園	幼 14 保 46	S25.4.1 H28.4.1
認定こども園 函館美原保育園	(〒041-0806) 美原1-29-21	松本 怜	62-2011	社福)育星園	社福)育星園	幼 15 保 90	H19.4.1 H28.4.1
認定こども園 うみの星保育園	(〒040-0022) 日乃出町27-3	蛭谷 小百美	54-1333	社福)函館カリック 社会福祉協会	社福)函館カリック 社会福祉協会	幼 15 保 60	S48.4.1 H28.4.1
函館認定こども園	(〒040-0041) 栄町1-3	松本 啓	22-7824	社福)育星園	社福)育星園	幼 15 保 50	S27.8.11 H29.4.1
いづみ認定こども園	(〒040-0025) 堀川町30-3	松本 ヒロ子	51-8736	社福)育星園	社福)育星園	幼 15 保 60	S32.3.1 H29.4.1
人見認定こども園	(〒040-0005) 人見町9-3	佐々木 淑子	52-5707	公財) 鉄道弘済会	公財) 鉄道弘済会	幼 6 保 90	S29.9.1 H29.4.1
認定こども園 函館上湯川保育園	(〒042-0914) 上湯川町10-12	奥山 早苗	57-2619	社福) 貞信福祉会	社福) 貞信福祉会	幼 15 保 80	S47.4.1 H29.4.1
函館三育認定こども園	(〒040-0001) 五稜郭町7-22	小澤 真由美	51-7664	社福) ドルカス福祉会	社福) ドルカス福祉会	幼 15 保 90	S47.4.1 H29.4.1
認定こども園 函館深堀保育園	(〒042-0941) 深堀町27-2	甚野 眞実	33-0033	社福) 貞信福祉会	社福) 貞信福祉会	幼 15 保 80	H23.4.1 H29.4.1
函館大谷短期大学 附属港認定こども園	(〒041-0821) 港町1-25-1	石山 真由美	83-2412	学) 函館大谷学園	学) 函館大谷学園	幼 10 保 50	H25.4.1 H29.4.1
認定こども園 真宗寺保育園	(〒040-0014) 中島町32-13	伴田 智昭	51-3840	宗)真宗寺	宗)真宗寺	幼 15 保 40	S23.12.1 H30.4.1
認定こども園 つぐみ保育園	(〒041-0852) 鍛冶2-3-9	佐々木 和子	54-6206	社福)つぐみ園	社福)つぐみ園	幼 6 保 70	S51.9.27 H30.4.1
認定こども園 旭岡保育園	(〒042-0915) 西旭岡町1-29-10	柴田 英雄	50-2688	社福) 函館松英会	社福) 函館松英会	幼 15 保 40	S54.11.15 H30.4.1

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	設置年月日 認定年月日
認定こども園 コバト保育園	(〒041-0806) 美原3-31-6	高野 常子	46-9923	社福) 函館常光会	社福) 函館常光会	幼 7 保 80	S55.12.26 H30.4.1
認定こども園 函館石川保育園	(〒041-0802) 石川町39-8	高野 吉孝	47-6616	社福) 函館常光会	社福) 函館常光会	幼 7 保 70	H20.4.1 H30.4.1

(7) 認可保育所

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
函館市花園保育園	(〒041-0843) 花園町32-1	田村 多貴子	51-7545	市	市	110	S41.1.1
函館市湯浜保育園	(〒042-0933) 湯浜町14-2	泉田 眞由美	51-2531	市	市	50	S51.6.1
駅前五稜郭保育園	(〒041-0813) 亀田本町8-18	大江 春樹	42-0731	社福) 奉仕会	社福) 奉仕会	90	S25.9.13
なかよし保育園	(〒041-0812) 昭和3-15-10	豊田 リカ	42-6218	社福) 奉仕会	社福) 奉仕会	140	S47.4.1
風の子保育園	(〒041-0811) 富岡町2-59-11	佐藤 紀美子	42-3004	社福) 奉仕会	社福) 奉仕会	90	S52.12.27
函館福ちゃん保育園	(〒041-0841) 日吉町4-13-5	桜井 陽子	52-4151	社福) ろうふく会	社福) ろうふく会	60	S43.12.28
函館亀田港保育園	(〒041-0822) 亀田港町52-14	坂田 耕士	41-0365	社福) ろうふく会	社福) ろうふく会	60	H18.4.1
神山保育園	(〒041-0853) 中道2-45-2	久保 正樹	51-8339	社福) 育栄会	社福) 育栄会	90	S47.4.1
あすなろ保育園	(〒041-0835) 東山2-18-1	亀井 隆	53-7011	社福) 育栄会	社福) 育栄会	70	S53.9.27
青い鳥保育園	(〒040-0084) 大川町4-27	中塚 ゆかり	43-8161	社福) 函館若葉会	社福) 函館若葉会	90	S52.12.27
おおぞら保育園	(〒042-0914) 上湯川町45-29	大日向久美子	57-2586	社福) 函館愛育会	社福) 函館愛育会	40	S53.12.27
つくしの子保育園	(〒041-0803) 亀田中野町57-15	阿部 理香	46-8874	社福) 函館つくしっこ会	社福) 函館つくしっこ会	60	H5.4.1

(8) 幼稚園

施設名	所在地	園長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	創立年月日
はこだて幼稚園	(〒040-0033) 千歳町15-5	戸澤 裕美枝	22-4735	市	市	100	H15.4.1
戸井幼稚園	(〒041-0251) 小安町523-7	土川 千枝	82-3577	市	市	120	H10.4.1
北海道教育大学 附属函館幼稚園	(〒041-0806) 美原3-48-6	橋本 忠和	46-2237	国立大学法人 北海道教育大学	国立大学法人 北海道教育大学	70	S45.4.1
函館短期大学 付属幼稚園	(〒042-0942) 柏木町7-26	伊勢 昭	51-2757	学) 野又学園	学) 野又学園	105	S41.3.18
函館白百合学園幼稚園	(〒041-0836) 山の手2-6-3	堀内 延子	52-0945	学) 白百合学園	学) 白百合学園	105	S36.4.1
遺愛幼稚園	(〒040-0054) 元町4-1	福島 基輝	22-0419	学) 遺愛学院	学) 遺愛学院	60	M28.10.1
遺愛旭岡幼稚園	(〒042-0915) 西旭岡町2-6-1	福島 基輝	50-3308	学) 遺愛学院	学) 遺愛学院	60	S57.3.26
元町白百合幼稚園	(〒040-0054) 元町15-30	須田 光子	23-3551	学) 函館カトリック学園	学) 函館カトリック学園	60	S36.4.1
カトリック湯の川幼稚園	(〒042-0935) 駒場町14-10	伊藤 克美	51-3046	学) 函館カトリック学園	学) 函館カトリック学園	60	S32.4.5
亀田ゆたか幼稚園	(〒041-0806) 美原1-28-10	佐藤 篤正	41-6585	学) 函館佐藤学園	学) 函館佐藤学園	150	S47.3.2
函館めぐみ幼稚園	(〒041-0801) 桔梗町433-43	山西 道郎	47-1735	学) めぐみ学園	学) めぐみ学園	210	S27.11.8
函館あおい幼稚園	(〒041-0806) 美原2-46-10	和泉 陽子	46-1008	学) 葵学園	学) 葵学園	180	S54.12.17

(9) 季節保育所

施設名	所在地	電話	設置	管理・運営	入所者数(名)	開設年月日
銭亀季節保育所	(〒042-0922) 銭亀町281	58-2024	運営委員会	運営委員会	10	S43.7

(10) 認可外保育施設

施設名	所在地	電話	設置	管理・運営	定員(名)	事業開始年月日
ねむの家	(〒041-0811) 富岡町1-32-13	42-0017	個人	個人	19	S50.5
エンゼルハウス	(〒040-0078) 北浜町5-18	45-5110	個人	個人	7	S57.6
ピッコロ子ども 倶楽部駒場園	(〒042-0943) 乃木町5-21	31-8012	(株)プライムツーワン	(株)プライムツーワン	24	H19.4
ピッコロ子ども 倶楽部富岡園	(〒041-0811) 富岡町3-12-24	43-5848	(株)プライムツーワン	(株)プライムツーワン	30	H15.5
ハッピーイングリッシュ ハウス	(〒041-0806) 美原1-29-19-2	070-2005-6789	合同会社ハッピーイングリッシュハウス	合同会社ハッピーイングリッシュハウス	12	H28.9
りんごっこ	(〒041-0851) 本通3-26-8	76-3210	医療) あそべの森 あんざいクリニック	医療) あそべの森 あんざいクリニック	4	H24.11

(11) 事業所内保育施設

施設名	所在地	電話	設置	管理・運営	定員(名)	事業開始年月日
市立函館病院	(〒041-8680) 港町1-5-10	-	市	(株)プライムツーワン	50	S48.2
函館五稜郭病院	(〒040-8611) 五稜郭町38-3	-	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	63	S34.11
函館中央病院	(〒040-8585) 本町33-2	-	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	60	S38.8
亀田病院	(〒041-0812) 昭和1-23-8	-	医療) 亀田病院	(株)プライムツーワン	30	S46.3
特別養護老人ホーム 俱有	(〒040-0035) 松風町19-18	-	社福) 函館大庚会	社福) 函館大庚会	10	H27.3
函館新都市病院	(〒041-0802) 石川町331-16	-	医療) 雄心会	(株)プライムツーワン	38	S62.10
函館市医師会病院	(〒041-0811) 富岡町3-5-14	-	公益社団) 函館市医師会	(株)プライムランド	35	S62.7
函館協会病院	(〒042-0943) 乃木町5-21	-	社福) 北海道社会事業 協会函館病院	(株)プライムツーワン	24	H19.4
函館渡辺病院	(〒042-0932) 湯川町1-31-1	-	社医) 函館博栄会	社医) 函館博栄会	-	S48.7
国立病院機構函館病院	(〒041-0844) 川原町18-16	-	独) 国立病院機構 函館病院	(株)プライムツーワン	35	S49.11
函館稜北病院	(〒041-0853) 中道2-46-24	-	医療) 道南勤労者医療 協会	医療) 道南勤労者医療 協会	10	S56.8
吉田眼科病院	(〒041-0851) 本通2-31-8	-	医社) 玄心会	医社) 玄心会	4	S61.3
函館脳神経外科病院	(〒041-0832) 神山1-5-1	-	医社) 函館脳神経外科	医社) 函館脳神経外科	14	S62.12
富田病院	(〒042-0935) 駒場町9-18	-	特定医療) 富田病院	特定医療) 富田病院	30	S63.9
江口眼科病院	(〒040-0065) 豊川町1-3	-	医社) 江山会	医社) 江山会	-	H5.4
共愛会病院	(〒040-0014) 中島町7-15	-	社福) 函館共愛会	社福) 函館共愛会	28	H16.5
企業主導型保育施設 やしの木	(〒041-0806) 美原1-16-2	87-2166	(株) やしの木	(株) やしの木	19	H29.6

(12) 児童館

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	種別	設置年月日
函館市西部児童館	(〒040-0057) 入舟町6-17	熊城 千鶴子	23-1765	市	市	児童センター	H6.10.1
函館市谷地頭児童館	(〒040-0046) 谷地頭町9-5	吉野 恵	23-4475	市	市	児童館	S46.4.1
函館市東川児童館	(〒040-0042) 東川町11-12	白石 めぐみ	23-1497	市	市	児童館	S47.4.1
函館市総合福祉センター 函館市児童センター	(〒040-0063) 若松町33-6	大津 邦子	23-7428	市	市	大型 児童センター	H6.4.1
函館市大川児童館	(〒040-0084) 大川町9-8	佐藤 智子	41-3618	市	市	児童館	S45.1.7
函館市五稜児童館	(〒040-0082) 白鳥町14-29	成田 和子	42-7095	市	市	児童館	S40.5.3
函館市宮前児童館	(〒040-0073) 宮前町25-15	斎藤 恵	41-1609	市	市	児童館	S40.12.1
函館市中島児童館	(〒040-0014) 中島町30-8	田上 明美	56-0475	市	市	児童館	S35.12.1
函館市高盛児童館	(〒040-0024) 高盛町17-10	玉堀 博道	51-6444	市	市	児童館	S38.12.15
函館市本町児童館	(〒040-0011) 本町36-15	高野 雅文	54-5217	市	市	児童館	S49.4.1
函館市人見児童館	(〒040-0005) 人見町15-5	野田 由紀子	56-0396	市	市	児童館	S42.12.15
函館市深堀児童館	(〒042-0941) 深堀町14-6	佐藤 恵子	52-4411	市	市	児童センター	S54.12.15
函館市湯浜児童館	(〒042-0933) 湯浜町14-3	土谷 敬	51-5472	市	市	児童館	S51.7.1
函館市湯川児童館	(〒042-0932) 湯川町2-13-16	有本 光子	57-4578	市	市	児童館	S36.5.13
函館市日吉が丘児童館	(〒041-0841) 日吉町2-34-5	長松 葉子	56-0946	市	市	児童館	S44.4.1
函館市上湯川児童館	(〒042-0914) 上湯川町8-1	吉田 淳二	57-2332	市	市	児童センター	S48.4.1
函館市旭岡児童館	(〒042-0915) 西旭岡町2-51-1	清本 史子	50-5105	市	市	児童センター	H7.4.1
函館市富岡児童館	(〒041-0811) 富岡町1-49-27	石川 映子	42-4013	市	市	児童館	S43.1.14
函館市山の手児童館	(〒041-0836) 山の手3-4-7	八木 裕	51-4480	市	市	児童センター	H11.4.1
函館市鍛冶児童館	(〒041-0852) 鍛冶2-20-5	新野 厚子	51-1044	市	市	児童センター	S57.4.1
函館市美原児童館	(〒041-0806) 美原2-21-7	加藤 潔	46-1840	市	指定管理者 学)野又学園	児童館	S51.4.1
函館市神山児童館	(〒041-0831) 神山町241-70	小岩 眞智子	56-1116	市	指定管理者 学)野又学園	児童センター	H24.4.1
函館市赤川児童館	(〒041-0805) 赤川1-30-35	金丸 孝子	46-1717	市	市	児童センター	H16.4.1
函館市桔梗福祉交流センター 函館市桔梗児童館	(〒041-0808) 桔梗4-1-18	切明 学	47-7099	市	市	児童センター	H17.4.1
函館市昭和児童館	(〒041-0812) 昭和2-37-2	五十嵐 和幸	45-9030	市	指定管理者 学)野又学園	児童センター	H3.4.1
函館市亀田港児童館	(〒041-0822) 亀田港町42-16	長澤 雅子	45-0216	市	市	児童センター	H19.4.1

(13) 母と子の家

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市古川母と子の家	(〒041-0262) 古川町7-1	中根 麻夕子	58-2601	市	市	S40.11.1

(14) 児童養護施設

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
くるみ学園	(〒041-0803) 亀田中野町38-11	永井 滋	46-4178	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	100	S23.1.1
函館国の子寮	(〒042-0958) 鈴蘭丘町38-7	柏倉 正	50-3267	社福) 函館国の子寮	社福) 函館国の子寮	60	S28.4.1

(15) 自立援助ホーム

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
ふくろうの家	(〒040-0021) 的場町16-8-2	竹花 郁子	54-6844	NPO) 青少年の自立を支える道南の会	NPO) 青少年の自立を支える道南の会	6	H17.10.1
サイド7	(〒041-0836) 山の手3-34-17	清野 侑亮	83-6485	NPO) シゴトシク北海道	NPO) シゴトシク北海道	6	H27.3.15

(16) 児童発達支援センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	定員(名)	認可年月日
うみのほし	(〒040-0022) 日乃出町27-3	上戸 美智子	56-1541	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	社福) 函館カトリック 社会福祉協会	30	S50.5.28

(17) 児童家庭支援センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
児童家庭支援センター くるみ	(〒041-0803) 亀田中野町38-1	永井 滋	46-4178	社福) 函館厚生院	社福) 函館厚生院	H14.4.1

(18) 母子・父子福祉センター

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市総合福祉センター 母子・父子福祉センター	(〒040-0063) 若松町33-6	谷口 利夫	27-8047	市	指定管理者 社福) 函館市社会福祉協議会	H6.4.1

(19) 生活館

施設名	所在地	施設長	電話	設置	管理・運営	設置年月日
函館市根崎生活館	(〒042-0924) 根崎町556-2	中谷 満	57-9014	市	指定管理者 社福) 函館市社会福祉協議会	S41.8.20

子ども未来部の概要 平成30年度版

平成30年8月発行

編集 函館市子ども未来部子ども企画課

函館市東雲町4番13号

発行 函 館 市

この冊子は再生紙を使用しています